

令和5年度版

市 税 概 要



武 蔵 野 市

目 次

1. 市の概要	
(1) 位 置	1
(2) 地 勢	1
(3) 面 積	1
(4) 市 制	1
(5) 人口及び世帯数	2
2. 財 政	
(1) 令和5年度一般会計歳入歳出予算(当初)構成図	3
(2) 一般会計歳入決算年度別比較表 (令和2～令和4年度)	4
(3) 一般会計歳出決算年度別比較表 (令和2～令和4年度)	5
3. 市の行政機構	6
4. 税務機構及び事務分掌	
(1) 税 務 機 構	8
(2) 事 務 分 掌	8
5. 税務関係特別職員	
(1) 固定資産評価審査委員会	9
6. 市 税	
(1) 市税の予算・調定・収入額等の推移 (令和2～令和4年度)	10
(2) 市税の構成(収入済額) (平成30～令和4年度)	13
(3) 市税外収入の推移 (令和2～令和4年度)	14
7. 市 民 税	
(1) 市民税(個人)所得割額調(当初課税分) (令和3～5年度)	15
(2) 市民税(法人)(現年課税分)	
(I) 納税義務者数調 (令和2～令和4年度)	18
(II) 税率別調定額調 (令和2～令和4年度)	19
(III) 申告月別調定額調 (平成30～令和4年度)	20
8. 固定資産税(当初課税分)	
(1) 固定資産税(都市計画税)課税標準額調 (令和元(平成31)～令和5年度)	21
(2) 土地・家屋平均価格等調 (令和元(平成31)～令和5年度)	21
(3) 土地地目別地積、価格、筆数調 (令和元(平成31)～令和5年度)	22
(4) 家屋棟数、床面積、価格等調 (令和元(平成31)～令和5年度)	23
(5) 家屋新增築調 (令和元(平成31)～令和5年度)	24
(6) 家屋減少調 (令和元(平成31)～令和5年度)	24
(7) 償却資産評価状況調 (令和元(平成31)～令和5年度)	25

9. 軽自動車税	
(1) 軽自動車税(環境性能割) (令和2～4年度)	26
(2) 軽自動車税(種別割)車種別保有・登録・廃車台数調 (令和2～令和4年度)	26
(3) 軽自動車税(種別割)課税台数及び調定額調(現年課税分) (令和2～令和4年度)	27
10. 市たばこ税	
(1) 調定状況調(現年課税分) (令和2～令和4年度)	28
(2) 月別課税標準数量・調定額調(現年課税分) (令和2～令和4年度)	28
11. 入湯税(調定状況調・現年課税分) (令和2～令和4年度)	29
12. 事業所税(調定額調) (令和2～令和4年度)	29
13. 都民税(個人)	
(1) 調定・収入状況調 (令和2～令和4年度)	30
(2) 徴収取扱費及び交付金調 (令和2～令和4年度)	30
14. 税関係証明及び閲覧件数調 (令和2～令和4年度)	31
15. 市税納税成績調 (令和2～令和4年度)	32
16. 徴税費に関する調 (令和2～令和4年度)	33
17. 生活困窮による市税減免申請実績調 (令和2～令和4年度)	34
18. 口座振替納税調 (令和2～令和4年度)	35
19. 督促状発付調	
(1) 市民税・都民税(個人)、市民税(法人) (令和2～令和4年度)	36
(2) 固定資産税・都市計画税 (令和2～令和4年度)	36
(3) 軽自動車税 (令和2～令和4年度)	36
20. 差押状況調 (令和2～令和4年度)	36
21. 交付要求調 (令和2～令和4年度)	37
22. 徴収(換価)猶予調 (令和2～令和4年度)	37
23. 納税貯蓄組合	
(1) 納税貯蓄組合の年度別市税納税成績調 (令和2～令和4年度)	37
(2) 納税貯蓄組合によって納付された市税の税目別内訳 (令和2～令和4年度)	38
24. 市税の税率等の推移 (令和3～5年度)	39
25. 武蔵野市税制一覧表 (令和5年度)	45
26. 市税等納期月一覧表 (令和5年度)	46

※統計表中の符号について。

[「0」→単位未満のもの
	「-」→皆無又は該当数字のないもの
	「…」→不明又は集計できないもの
	「X」→発表をさしひかえたもの
	「△」→減少を示したもの

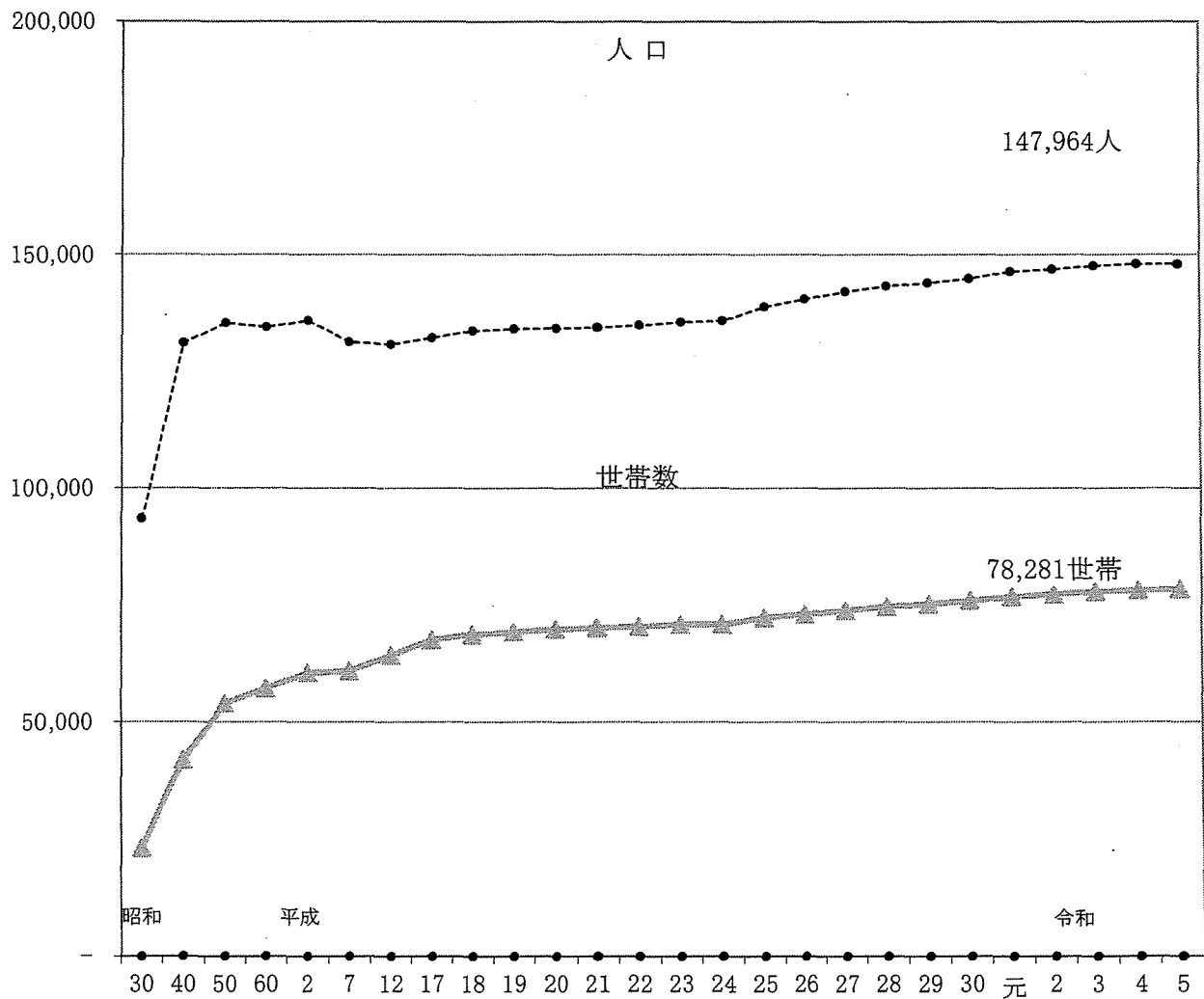
(5)人口及び世帯数

区分 年	人口 (人)				世帯数 (世帯)
	総数	男	女	人口密度 (1km ² 当たり)	
令和3	147,643	70,626	77,017	13,447	77,854
令和4	148,025	70,796	77,229	13,481	78,187
令和5	147,964	70,860	77,104	13,476	78,281

(注) 各年の1月1日現在の住民基本台帳人口による。

人口及び世帯数の推移

(人・世帯)



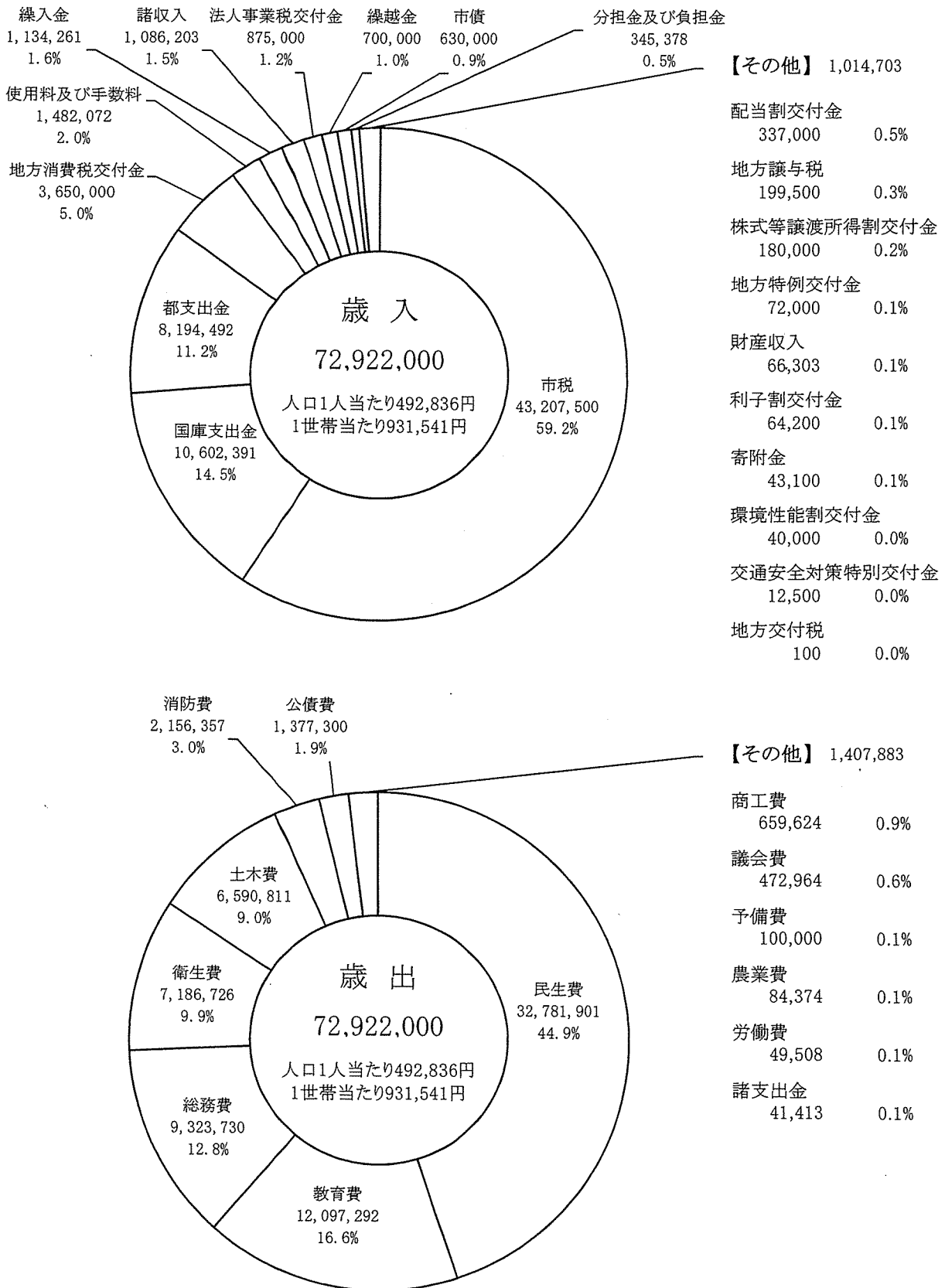
2. 財政

(1) 令和5年度一般会計歳入歳出予算(当初)構成図

令和5年1月1日現在

(単位:千円)

人口 147,964人
世帯 78,281世帯



(2) 一般会計歳入決算年度別比較表

款	区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
市	税	千円 41,823,423	% 47.4	千円 39,928,376	% 49.4	千円 43,132,393	% 54.4
	地方譲与税	194,972	0.2	198,475	0.2	203,618	0.3
	利子割交付金	55,305	0.1	51,247	0.1	67,217	0.1
	配当割交付金	267,090	0.3	367,939	0.4	357,601	0.4
	株式等譲渡所得割交付金	310,234	0.4	449,609	0.6	274,428	0.3
	法人事業税交付金	195,008	0.2	507,469	0.6	769,980	1.0
	地方消費税交付金	3,328,191	3.8	3,650,062	4.5	3,864,997	4.9
	自動車取得税交付金	16	0.0	-	-	-	-
	環境性能割交付金	33,850	0.0	43,524	0.1	51,286	0.1
	地方特例交付金	77,878	0.1	259,885	0.3	72,409	0.1
	地方交付税	13,731	0.0	14,386	0.0	17,652	0.0
	交通安全対策特別交付金	12,209	0.0	11,879	0.0	12,918	0.0
	分担金及び負担金	237,897	0.3	304,385	0.4	324,563	0.4
	使用料及び手数料	1,374,803	1.6	1,459,757	1.8	1,547,177	2.0
	国庫支出金	25,446,457	28.8	14,774,575	18.3	12,782,173	16.1
	都支出金	8,437,829	9.6	8,236,401	10.2	8,142,902	10.3
	財産収入	529,005	0.6	1,536,044	1.9	94,116	0.1
	寄附金	131,452	0.1	92,356	0.1	43,601	0.1
	繰入金	1,982,358	2.2	2,329,878	2.9	2,311,129	2.9
	繰越金	2,925,803	3.3	4,274,449	5.3	3,842,208	4.8
	諸収入	695,300	0.8	638,483	0.8	895,573	1.1
	市債	131,700	0.2	1,711,700	2.1	464,000	0.6
	歳入合計	88,204,511	100.0	80,840,879	100.0	79,271,941	100.0

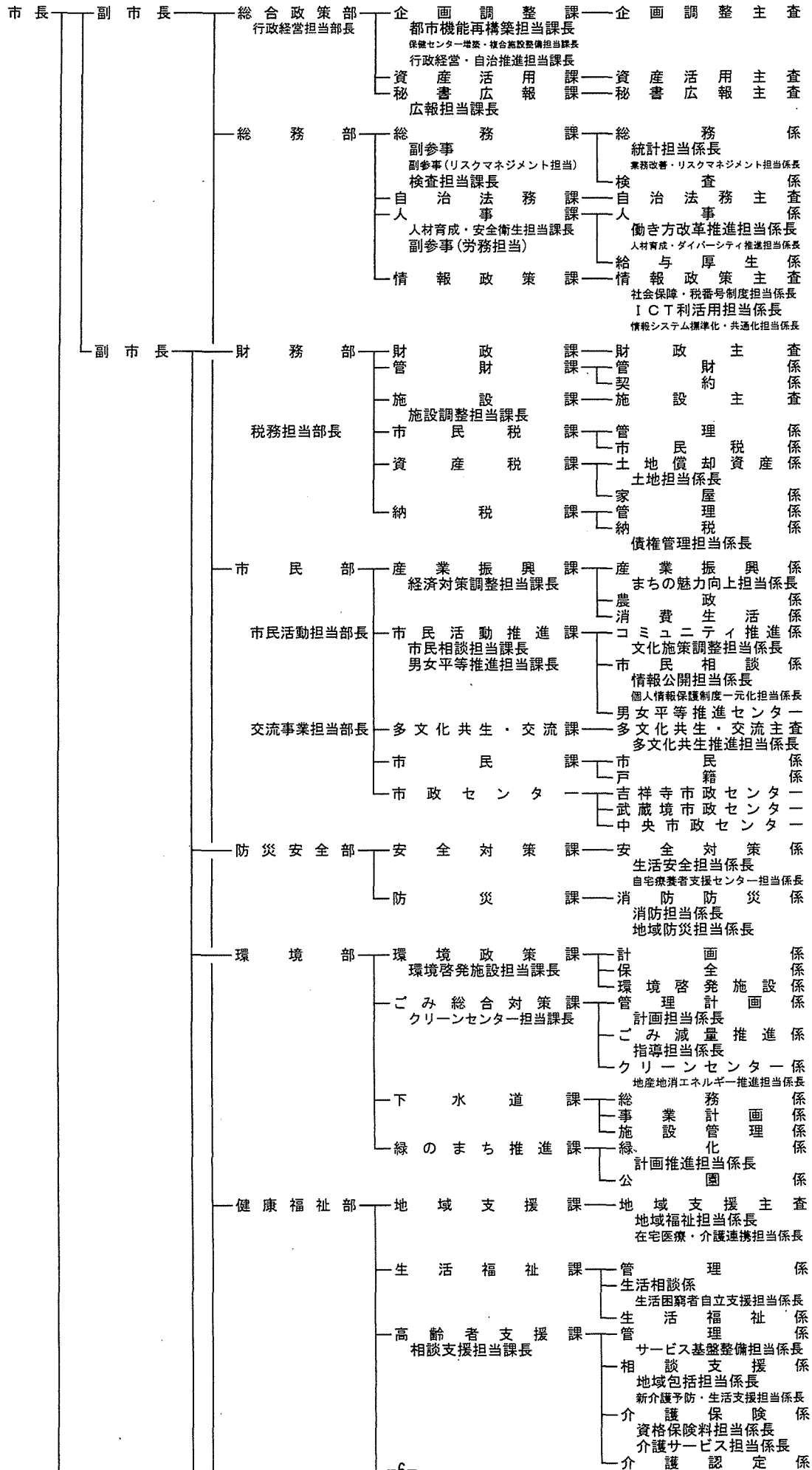
(3) 一般会計歳出決算年度別比較表

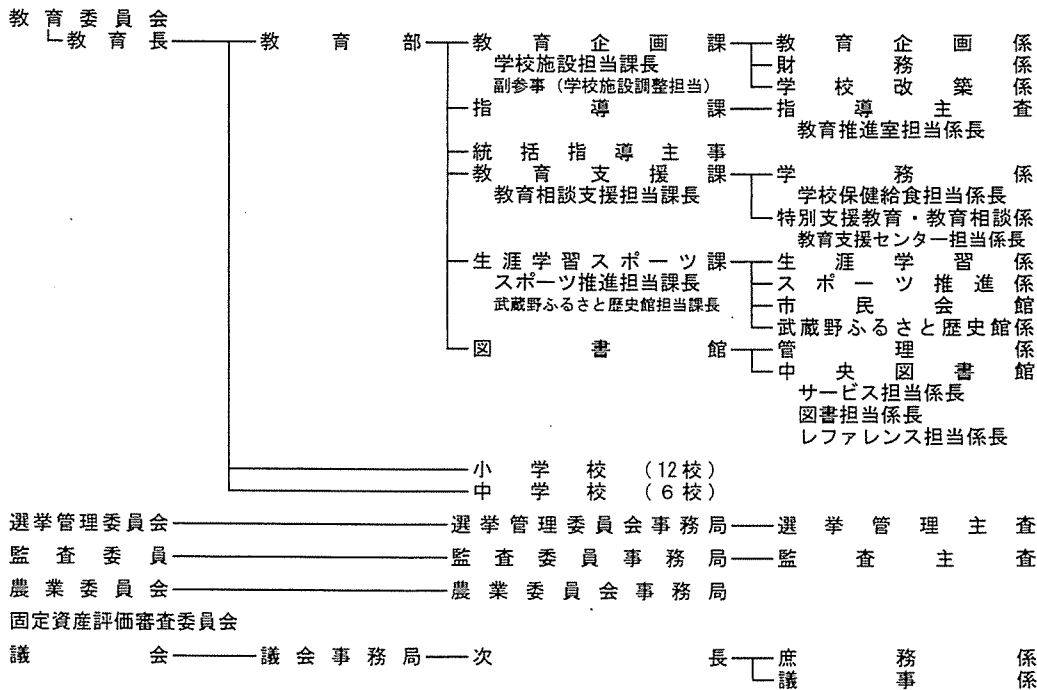
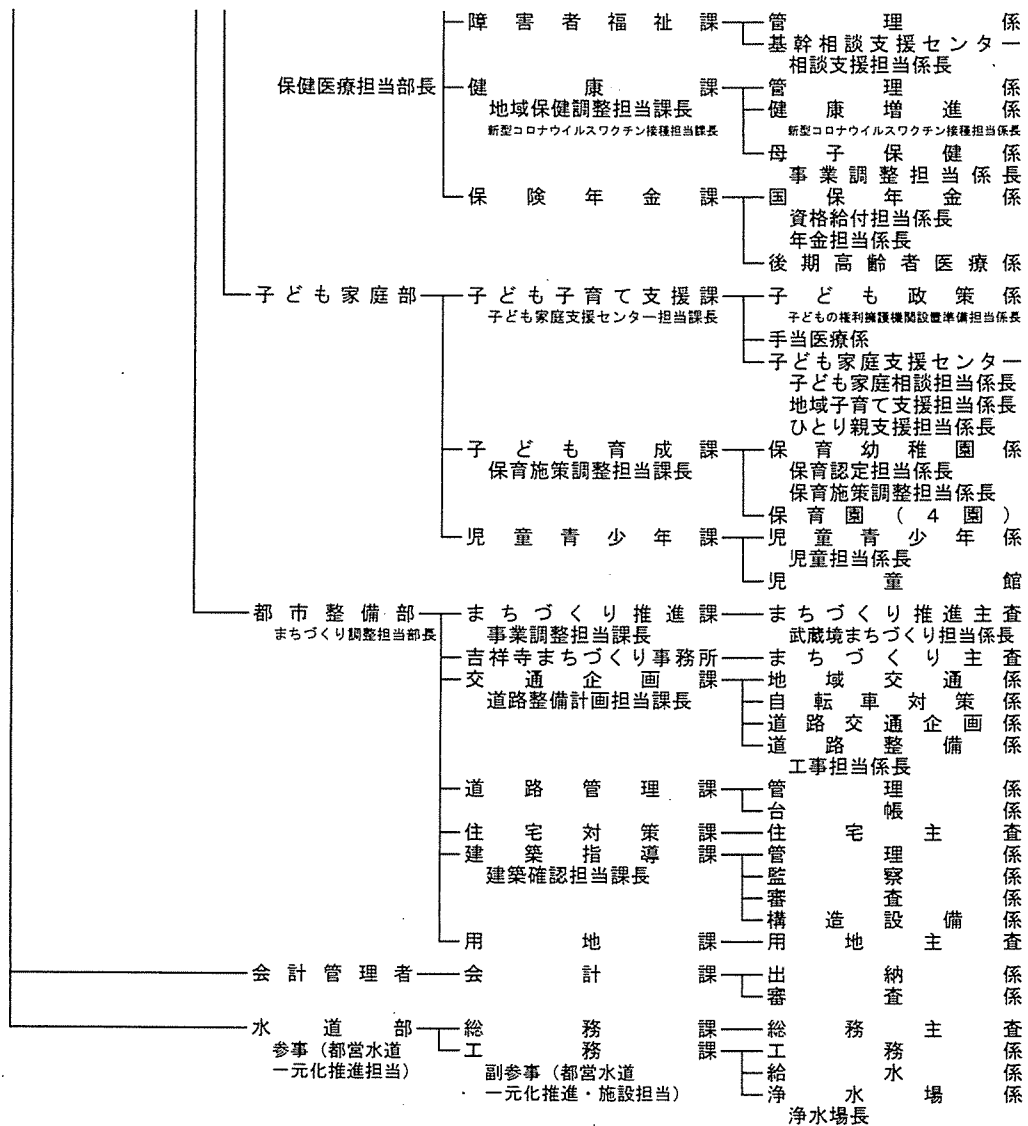
区分 款	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
	千円	%	千円	%	千円	%
議会費	459,287	0.5	444,481	0.6	452,654	0.6
総務費	26,321,976	31.4	12,030,624	15.6	12,050,388	16.0
民生費	30,171,083	36.0	32,843,360	42.7	31,985,601	42.6
衛生費	5,819,445	6.9	7,169,671	9.3	7,222,499	9.6
労働費	45,876	0.1	43,576	0.1	40,743	0.1
農業費	69,752	0.1	58,899	0.1	66,441	0.1
商工費	2,118,604	2.5	1,651,224	2.1	1,464,615	2.0
土木費	5,577,768	6.6	6,004,144	7.8	6,786,985	9.0
消防費	2,324,883	2.8	2,069,099	2.7	2,094,896	2.8
教育費	9,279,786	11.1	13,122,206	17.0	11,491,892	15.3
公債費	1,703,969	2.0	1,543,782	2.0	1,439,678	1.9
諸支出金	37,633	0.0	17,603	0.0	17,691	0.0
予備費	-	-	-	-	-	-
歳出合計	83,930,063	100.0	76,998,670	100.0	75,114,084	100.0

3.市の行政機構

武蔵野市機構図

令和5年4月1日現在





4. 税務機構及び事務分掌

(1) 税務機構

(令和5年6月1日現在)

区 分		職 員 数				
課	係	課長	係長 (課長補佐)	主任	主事	計
市民税課		1	-	-	-	1
	管理係	-	1	5	-	6
	市民税係	-	2	6	6	14
	小 計	1	3	11	6	21
資産税課		1	-	-	-	1
	土地償却資産係	-	3	4	2	9
	家屋係	-	1	7	2	10
	小 計	1	4	11	4	20
納税課		1	-	-	-	1
	管理係	-	3	4	2	9
	納税係	-	4	4	4	12
	小 計	1	7	8	6	22
合 計		3	14	30	16	63

* 病休・産休・育休中の職員も含む。

(2) 事務分掌

課	係	事務分掌
市民税課	管理係	(1) 市税(国民健康保険税を除く。)の調定に関すること。
		(2) 市民税(法人)、軽自動車税(種別割)、市たばこ税及び入湯税の賦課に関すること。
		(3) 軽自動車税(環境性能割)に関すること。
		(4) 自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税、森林環境譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金等税外収入に関すること。
		(5) 税務関係証明及び固定資産課税台帳の閲覧に関すること。
		(6) コンビニエンスストア等における市民税・都民税課税証明書、市民税・都民税非課税証明書等の交付に関すること。
		(7) 税制に関すること。
		(8) 税務統計(他の課に属するものを除く。)に関すること。
		(9) 武蔵野市たばこ税増収対策協議会に関すること。
	(10) 課内の庶務に関すること。	
市民税係	市民税(個人)の賦課に関すること。	

課	係	事務分掌
資産税課	土地償却資産係	(1) 償却資産の評価及び固定資産税の賦課に関する事。
		(2) 土地の評価並びに固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事。
		(3) 特別土地保有税の賦課に関する事。
		(4) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。
		(5) 課内の庶務に関する事。
	家屋係	(1) 家屋の評価並びに固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事。
		(2) 事業所税の賦課に関する事。
納税課	管理係	(1) 市税等及び市税等に係る税外収入金の徴収整理簿の整理に関する事。
		(2) 納税督励及び督促に関する事。
		(3) 市税等の過誤納還付に関する事。
		(4) 納税実績の統計に関する事。
		(5) 納税の啓発宣伝に関する事。
		(6) 納税貯蓄組合に関する事。
		(7) 市税等の口座振替に関する事。
		(8) 軽自動車税(種別割)の口座振替に係る車検用納税証明に関する事。
		(9) 課内の庶務に関する事。
	納税係	(1) 市税等及び市税等に係る税外収入金の徴収に関する事。
		(2) 滞納処分に関する事。
		(3) 徴収金の囑託及び受託に関する事。
		(4) 市税等及び市税等に係る税外収入金の欠損処分に関する事。
		(5) 債権を放棄する課との協議に関する事。

5. 税務関係特別職員

(1) 固定資産評価審査委員会

(令和5年4月10日現在)

役職	氏名	任期
委員長	吉田 宗一郎	令和5.4.1 ~ 令和8.3.31 (5期目)
委員長代理	堀田 正	令和3.4.1 ~ 令和6.3.31 (5期目)
委員	中田 千恵子	令和5.4.1 ~ 令和8.3.31 (3期目)
〃	渡部 典子	令和4.4.1 ~ 令和7.3.31 (2期目)
〃	小谷 裕明	令和4.4.1 ~ 令和6.3.31 (1期目)
〃	永縄 恭子	令和4.4.1 ~ 令和7.3.31 (1期目)

6. 市税

(1) 市税の予算・調定・収入額等の推移

税目	区分	令和 2 年度								
		予算現額	調定額	収入済額	収入割合	納税義務者数	調 定 額			
							前年度比	義務者1人当り	住民1人当り	1世帯当り
市	税	千円	千円	千円	%	人	%	円	円	円
		41,273,401	42,290,165	41,823,423	98.9	...	0.5	...	287,941	546,999
	現年課税分	41,142,201	41,938,443	41,679,608	99.4	...	0.5	...	285,546	542,450
	滞納繰越分	131,200	351,722	143,815	40.9	...	2.0	...	2,395	4,549
	市 民 税	20,534,000	21,335,073	21,048,180	98.7	...	0.2	...	145,264	275,957
	個 人	17,958,000	18,482,843	18,243,484	98.7	...	2.1	...	125,844	239,065
	現年課税分	17,885,000	18,288,984	18,152,557	99.3	...	2.1	...	124,524	236,558
	普通徴収	...	5,337,197	5,213,273	97.7	30,376	3.4	175,704	36,339	69,034
	給与特別徴収	...	12,517,802	12,505,188	99.9	54,155	1.7	231,148	85,230	161,911
	年金特別徴収	...	433,985	434,096	100.0	4,550	△ 1.3	95,381	2,955	5,613
	滞納繰越分	73,000	193,859	90,927	46.9	...	0.7	...	1,320	2,507
	法 人	2,576,000	2,852,230	2,804,696	98.3	...	△ 10.4	...	19,420	36,892
	現年課税分	2,570,000	2,835,102	2,799,727	98.8	8,032	△ 10.4	352,976	19,303	36,670
	滞納繰越分	6,000	17,128	4,969	29.0	...	△ 14.4	...	117	222
	固 定 資 産 税	16,553,700	16,729,013	16,581,469	99.1	...	1.4	...	113,903	216,380
	純 固 定 資 産 税	16,038,700	16,213,129	16,065,585	99.1	...	1.8	...	110,390	209,708
	現年課税分	15,995,000	16,096,594	16,025,781	99.6	49,488	1.7	325,263	109,597	208,200
	土地家屋	14,543,000	14,608,104	14,556,987	99.7	46,846	1.3	311,832	99,462	188,948
	土地	...	9,272,983	9,240,535	99.7	37,176	0.5	249,435	63,137	119,941
	家屋	...	5,335,121	5,316,452	99.7	40,118	2.7	132,986	36,325	69,007
	償却資産	1,452,000	1,488,490	1,468,794	98.7	2,636	6.6	564,678	10,135	19,253
	滞納繰越分	43,700	116,535	39,804	34.2	...	7.3	...	793	1,507
	交 付 金	515,000	515,884	515,884	100.0	...	△ 10.3	...	3,512	6,673
	交付金	515,000	515,884	515,884	100.0	...	△ 10.3	...	3,512	6,673
	軽 自 動 車 税	52,301	57,453	54,184	94.3	...	3.0	...	391	743
	現年課税分	51,501	54,289	53,213	98.0	10,039	4.8	5,408	370	702
	環境性能割	2,500	2,794	2,794	100.0	154	150.8	18,143	19	36
	種別割	49,001	51,495	50,419	97.9	9,885	1.6	5,209	351	666
	滞納繰越分	800	3,164	971	30.7	...	△ 20.5	...	22	41
	市 た ば こ 税	785,000	791,623	791,623	100.0	7	△ 10.5	...	5,390	10,239
	現年課税分	785,000	791,623	791,623	100.0	7	△ 10.5	...	5,390	10,239
	滞納繰越分	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	入 湯 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	現年課税分	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事 業 所 税	637,000	639,793	634,159	99.1	169	1.1	3,785,757	4,356	8,275
	現年課税分	637,000	639,793	634,159	99.1	169	1.1	3,785,757	4,356	8,275
	滞納繰越分	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	都 市 計 画 税	2,711,400	2,737,210	2,713,808	99.1	...	1.1	...	18,637	35,404
	現年課税分	2,703,700	2,716,174	2,706,664	99.6	49,486	1.1	54,888	18,494	35,132
	土地	...	1,924,094	1,917,357	99.6	37,174	0.5	51,759	13,101	24,887
	家屋	...	792,080	789,307	99.6	40,116	2.5	19,745	5,393	10,245
	滞納繰越分	7,700	21,036	7,144	34.0	...	6.9	...	143	272

1. 当該年度決算額による。

2. 収入済額は、還付未済額を含む。

3. ()は、調定対象者数及び調定対象者1人当たりの調定額である。ただし、軽自動車税にあっては、調定対象台数である。

4. 負担額算出の基礎とした人口、世帯は当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住民基本台帳人口による。

5. 年金特別徴収の納税義務者数は、納税方法が年金天引のみの人数である。

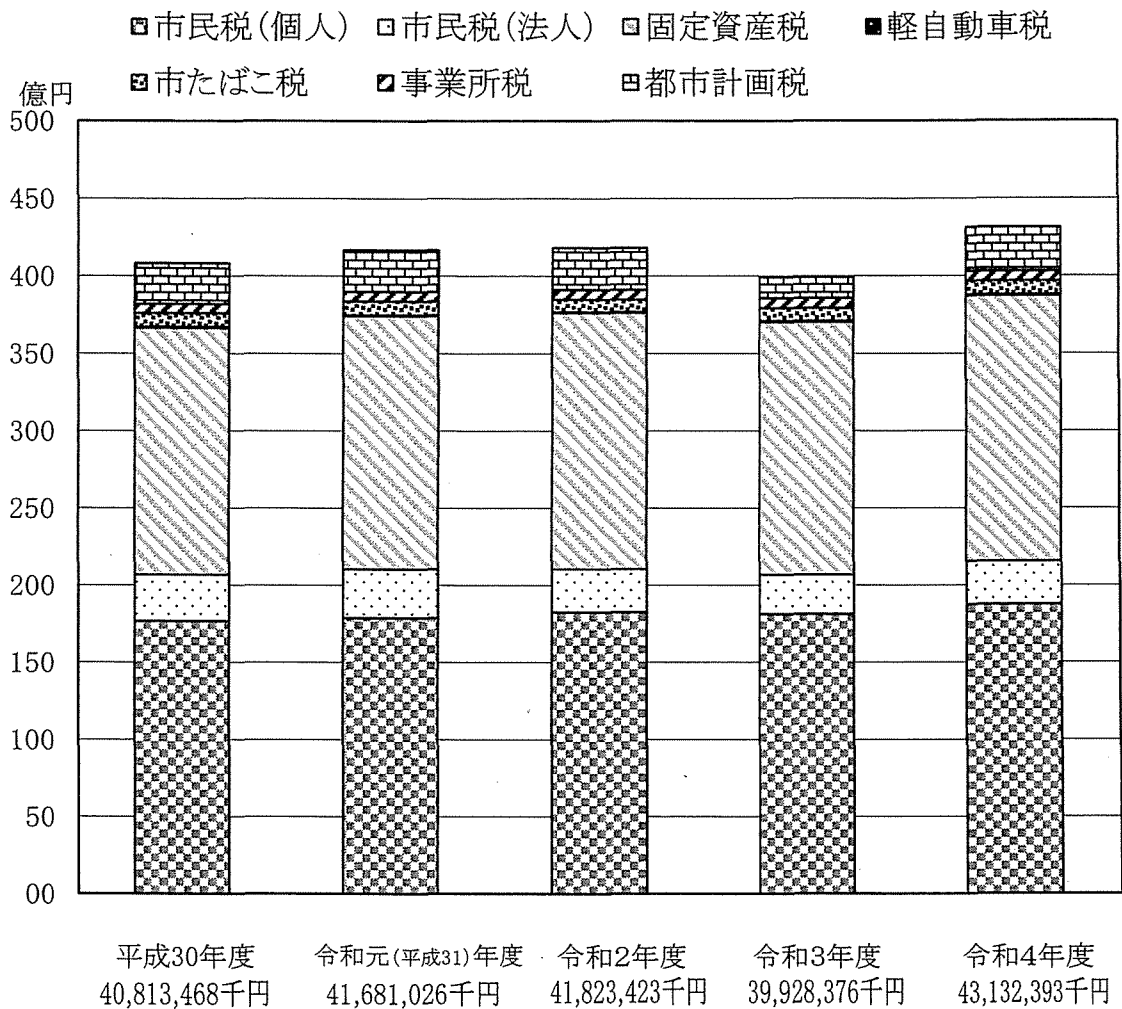
税目	区分	令和 3 年度								
		予算現額	調定額	収入済額	収入割合	納税義務者数	調 定 額			
							前年度比	義務者1人 当 た り	住 民 1 人 当 た り	1 世 帯 当 た り
市	税	千円	千円	千円	%	人	%	円	円	円
		39,876,434	40,314,184	39,928,376	99.0	…	△ 4.7	…	273,052	517,818
	現年課税分	39,671,000	39,890,920	39,731,289	99.6	…	△ 4.9	…	270,185	512,381
	滞納繰越分	205,434	423,264	197,087	46.6	…	20.3	…	2,867	5,437
市	民 税	20,663,300	20,947,736	20,688,918	98.8	…	△ 1.8	…	141,881	269,064
	個 人	17,958,000	18,375,029	18,132,873	98.7	…	△ 0.6	…	124,456	236,019
	現年課税分	17,868,000	18,155,843	18,042,712	99.4	…	△ 0.7	…	122,971	233,204
	普通徴収	…	5,149,564	5,040,902	97.9	29,868	△ 3.5	172,411	34,878	66,144
	給与特別徴収	…	12,572,160	12,567,670	100.0	55,217	0.4	227,686	85,152	161,484
	年金特別徴収	…	434,119	434,140	100.0	4,647	0.0	93,419	2,940	5,576
	滞納繰越分	90,000	219,186	90,161	41.1	…	13.1	…	1,485	2,815
	法 人	2,705,300	2,572,707	2,556,045	99.4	…	△ 9.8	…	17,425	33,045
	現年課税分	2,678,300	2,533,953	2,529,428	99.8	8,176	△ 10.6	309,926	17,163	32,547
	滞納繰越分	27,000	38,754	26,617	68.7	…	126.3	…	262	498
	固 定 資 産 税	16,348,600	16,459,768	16,352,346	99.3	…	△ 1.6	…	111,484	211,418
	純 固 定 資 産 税	16,114,600	16,224,938	16,117,516	99.3	…	0.1	…	109,893	208,402
	現年課税分	16,043,000	16,089,370	16,051,944	99.8	49,287	0.0	326,442	108,975	206,661
	土地家屋	14,493,000	14,532,559	14,495,633	99.7	47,068	△ 0.5	308,757	98,430	186,664
	土地	…	9,262,131	9,238,597	99.7	37,532	△ 0.1	246,780	62,733	118,968
	家屋	…	5,270,428	5,257,036	99.7	40,259	△ 1.2	130,913	35,697	67,696
	償却資産	1,550,000	1,556,811	1,556,311	100.0	2,213	4.6	703,484	10,544	19,997
	滞納繰越分	71,600	135,568	65,572	48.4	…	16.3	…	918	1,741
	交 付 金	234,000	234,830	234,830	100.0	…	△ 54.5	…	1,591	3,016
	交付金	234,000	234,830	234,830	100.0	…	△ 54.5	…	1,591	3,016
	軽 自 動 車 税	55,600	59,327	55,785	94.0	…	3.3	…	402	762
	現年課税分	54,700	56,412	55,294	98.0	10,131	3.9	5,568	382	725
	環境性能割	3,100	3,335	3,335	100.0	181	19.4	18,425	23	43
	種別割	51,600	53,077	51,959	97.9	9,950	3.1	5,334	359	682
	滞納繰越分	900	2,915	491	16.8	…	△ 7.9	…	20	37
	市 た ば こ 税	818,000	833,537	833,537	100.0	8	5.3	…	5,646	10,706
	現年課税分	818,000	833,537	833,537	100.0	8	5.3	…	5,646	10,706
	滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	入 湯 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	現年課税分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	事 業 所 税	637,634	643,317	643,317	100.0	164	0.6	3,922,665	4,357	8,263
	現年課税分	632,000	637,683	637,683	100.0	164	△ 0.3	3,888,311	4,319	8,191
	滞納繰越分	5,634	5,634	5,634	—	—	—	—	—	—
	都 市 計 画 税	1,353,300	1,370,498	1,354,474	98.8	…	△ 49.9	…	9,283	17,603
	現年課税分	1,343,000	1,349,292	1,345,862	99.7	47,066	△ 50.3	35,952	9,139	17,331
	土地	…	959,884	957,444	99.7	37,530	△ 50.1	23,844	6,501	12,329
	家屋	…	389,408	388,418	99.7	40,257	△ 50.8	176,123	2,637	5,002
	滞納繰越分	10,300	21,206	8,612	40.6	…	0.8	…	144	272

1. 当該年度決算額による。
2. 収入済額は、還付未済額を含む。
3. ()は、調定対象者数及び調定対象者1人当たりの調定額である。ただし、軽自動車税にあっては、調定対象台数である。
4. 負担額算出の基礎とした人口、世帯は当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住民基本台帳人口による。
5. 年金特別徴収の納税義務者数は、納税方法が年金天引のみの人数である。

税目	区分	令和 4 年度								
		予算現額	調定額	収入済額	収入割合	納税義務者数	調 定 額			
							前年度比	義務者1人 当 たり	住 民 1 人 当 たり	1 世 帯 当 たり
市	税	千円	千円	千円	%	人	%	円	円	円
		42,550,300	43,512,648	43,132,393	99.1	…	7.9	…	293,955	556,520
	現年課税分	42,407,400	43,153,523	42,979,347	99.6	…	8.2	…	291,529	551,927
	滞納繰越分	142,900	359,125	153,046	42.6	…	△ 15.2	…	2,426	4,593
市	民 税	20,961,400	21,799,493	21,550,529	98.9	…	4.1	…	147,269	278,812
	個 人	18,286,000	18,990,039	18,755,261	98.8	…	3.3	…	128,289	242,880
	現年課税分	18,196,000	18,768,329	18,647,147	99.4	…	3.4	…	126,792	240,044
	普通徴収	…	5,470,092	5,356,970	97.9	30,473	6.2	179,506	36,954	69,962
	給与特別徴収	…	12,866,305	12,858,228	99.9	55,825	2.3	230,476	86,920	164,558
	年金特別徴収	…	431,932	431,949	100.0	4,705	△ 0.5	91,803	2,918	5,524
	滞納繰越分	90,000	221,710	108,114	48.8	…	1.2	…	1,498	2,836
	法 人	2,675,400	2,809,454	2,795,268	99.5	…	9.2	…	18,980	35,932
	現年課税分	2,672,000	2,797,545	2,792,187	99.8	8,397	10.4	333,160	18,899	35,780
	滞納繰越分	3,400	11,909	3,081	25.9	…	△ 69.3	…	80	152
	固 定 資 産 税	17,180,600	17,283,788	17,173,869	99.4	…	5.0	…	116,763	221,057
	純 固 定 資 産 税	16,945,600	17,048,242	16,938,323	99.4	…	5.1	…	115,171	218,044
	現年課税分	16,903,000	16,941,879	16,902,448	99.8	49,974	5.3	339,014	114,453	216,684
	土地家屋	15,163,000	15,192,177	15,153,972	99.7	47,314	4.5	321,093	102,633	194,306
	土地	…	9,708,737	9,684,322	99.7	37,863	4.8	256,418	65,588	124,173
	家屋	…	5,483,440	5,469,650	99.7	40,620	4.0	134,994	37,044	70,132
	償却資産	1,740,000	1,749,702	1,748,476	99.9	2,654	12.4	659,270	11,820	22,378
	滞納繰越分	42,600	106,363	35,875	33.7	…	△ 21.5	…	719	1,360
	交 付 金	235,000	235,546	235,546	100.0	…	0.3	…	1,591	3,013
	交付金	235,000	235,546	235,546	100.0	…	0.3	…	1,591	3,013
	軽 自 動 車 税	57,900	63,259	59,605	94.2	…	6.6	…	427	809
	現年課税分	57,400	60,114	59,035	98.2	10,290	6.6	5,842	406	769
	環境性能割	4,400	4,396	4,396	100.0	198	31.8	22,202	30	56
	種別割	53,000	55,718	54,639	98.1	10,092	5.0	5,521	376	713
	滞納繰越分	500	3,145	570	18.1	…	7.9	…	21	40
	市 た ば こ 税	869,000	874,386	874,386	100.0	7	4.9	…	5,907	11,183
	現年課税分	869,000	874,386	874,386	100.0	7	4.9	…	5,907	11,183
	滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	入 湯 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	現年課税分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	事 業 所 税	649,000	643,172	643,172	100.0	167	0.0	3,851,332	4,345	8,226
	現年課税分	649,000	643,172	643,172	100.0	167	0.9	3,851,332	4,345	8,226
	滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	都 市 計 画 税	2,832,400	2,848,550	2,830,832	99.4	…	107.8	…	19,244	36,433
	現年課税分	2,826,000	2,832,553	2,825,426	99.7	47,312	109.9	59,870	19,136	36,228
	土地	…	2,018,946	2,013,866	99.7	37,861	110.3	53,325	13,639	25,822
	家屋	…	813,607	811,560	99.7	40,618	108.9	20,031	5,496	10,406
	滞納繰越分	6,400	15,997	5,406	33.8	…	△ 24.6	…	108	205

1. 当該年度決算額による。
2. 収入済額は、還付未済額を含む。
3. ()は、調定対象者数及び調定対象者1人当たりの調定額である。ただし、軽自動車税にあつては、調定対象台数である。
4. 負担額算出の基礎とした人口、世帯は当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住民基本台帳人口による。
5. 年金特別徴収の納税義務者数は、納税方法が年金天引のみの人数である。

(2) 市税の構成(収入済額)



構成比表

	平成30年度	令和元(平成31)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市民税	50.7	50.5	50.3	51.8	50.0
個人	43.3	42.9	43.6	45.4	43.5
法人	7.4	7.6	6.7	6.4	6.5
固定資産税	39.2	39.3	39.7	41.0	39.8
軽自動車税	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
市たばこ税	2.2	2.1	1.9	2.1	2.0
入湯税	-	-	-	-	-
事業所税	1.4	1.5	1.5	1.6	1.5
都市計画税	6.4	6.5	6.5	3.4	6.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(単位:%)

(3) 市税外収入の推移

(単位：千円)

税目	年度	令和2	令和3	令和4	備考
地方揮発油譲与税		46,875	48,325	47,021	
自動車重量譲与税		136,381	138,171	140,747	
森林環境譲与税		11,716	11,979	15,850	
利子割交付金		55,305	51,247	67,217	
配当割交付金		267,090	367,939	357,601	
株式等譲渡所得割交付金		310,234	449,609	274,428	
法人事業税交付金		195,008	507,469	769,980	
地方消費税交付金		3,328,191	3,650,062	3,864,997	
自動車取得税交付金		16	—	—	
環境性能割交付金		33,850	43,523	51,286	
減収補填特例交付金		77,878	259,885	72,409	
合計		4,462,544	5,528,209	5,661,536	

- ① 地方揮発油譲与税：揮発油の数量に対し課税される地方揮発油税の収入額の42%が、各市町村の区域内に存する市町村道の延長及び面積に按分して譲与される。(地方揮発油譲与税法)
- ② 自動車重量譲与税：自動車重量税の収入額の3分の1(当分の間407/1,000に引上げ)に相当する額が、各市町村の区域内に存する市町村道の延長及び面積に按分して譲与される。(自動車重量譲与税法)
- ③ 森林環境譲与税：平成31年度税制改正により、温室効果ガス排出量削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国税としての森林環境税(令和6年度から)と森林環境譲与税(令和元年度から)が創設された。令和4年度は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を財源とし、都道府県に25分の3、市町村に25分の22が譲与され、市町村分は私有林人工林面積で50%、林業就業者数で20%、人口で30%を譲与される。(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律)
- ④ 利子割交付金：個人が金融機関から支払いを受ける預貯金等の利子所得に対し特別徴収され、都民税利子割の収入額のうち事務費を差し引いた額の5分の3が市町村に交付される。(地方税法)
- ⑤ 配当割交付金：個人が支払いを受ける上場株式等の配当等に対し特別徴収される都民税配当割の収入額の一部が、個人都民税の収入率の割合に応じて市町村に交付される。(地方税法)
- ⑥ 株式等譲渡所得割交付金：個人の上場株式等の譲渡益に対し特別徴収される都民税株式等譲渡所得割の収入額の一部が、個人都民税の収入率の割合に応じて市町村に交付される。(地方税法)
- ⑦ 法人事業税交付金：地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補填措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度であり、平成28年度税制改正において創設された。令和4年度は、都道府県の法人事業税額の100分の7.7に相当する額のうち、3分の1を法人税割額、3分の2を各市町村の従業者数で按分して交付することとされている。(地方税法)
- ⑧ 地方消費税交付金：一般的に10(8)%の消費税と言われているもののうちの2.2(1.76)%は、都道府県税としての地方消費税であり、国税の消費税と併せて徴収され都道府県間で清算された後、そのうちの2分の1は地方消費税交付金として市町村に交付される。消費税5%の時までは各市町村の人口及び事業所の従業者数により按分して交付されていたが、引き上げ分の地方消費税収入の用途は社会保障経費の財源とされることとなったため、引き上げ分は全額人口により按分して交付される。(地方税法)
- ⑨ 自動車取得税交付金：自動車の取得に対して課される自動車取得税に政令で定める率95%を乗じて得た額の10分の7が、各市町村が管理する市町村道の延長及び面積に按分して交付される。車体課税の見直しに伴い、令和元年9月末で廃止された。2年度は過年度更正分が少額交付されている。(地方税法)
- ⑩ 環境性能割交付金：令和元年10月に創設された自動車(登録車)の取得に対して課せられる都税としての自動車税環境性能割のうち徴収税5%を控除した額の47%を、市町村が管理する市町村道の延長及び面積に按分して交付される。(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律)
- ⑪ 減収補填特例(特別)交付金(地方特例交付金)：平成20年度から適用されている個人住民税における住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の実施に伴う地方公共団体の減収分を補填するため、減収補填特例交付金が交付される。全国の区市町村に交付されるべき交付金総額を各区市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額で按分した額が交付される。平成31年度税制改正において、消費税率の10%引上げによる消費の反動減対策として行うこととされた自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減による減収を補填するため、既存の住宅ローン減税に伴う減収を補填するための特例交付金に加え、自動車税環境性能割交付金減収分及び軽自動車環境性能割減収分が創設された(令和3年度で終了)。また令和3年度に限り、新型コロナウイルス感染症対策(事業収入が一定以上減少している中小企業等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置)の減収分を補填する「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」が創設された。(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律)

7. 市民税

(1) 市民税(個人)所得割額調(当初課税分)

令和3年度 課税標準段階別の調

区分 課税標準額の段階	給与所得者			営業等所得者			農業所得者			その他の所得者			分離課税をした者			合計			納税義務者の構成 %	所得割額の構成 %
	納税義務者 人	総所得金額等 千円	所得割額 千円	納税義務者 人	総所得金額等 千円	所得割額 千円	納税義務者 人	総所得金額等 千円	所得割額 千円	納税義務者 人	総所得金額等 千円	所得割額 千円	納税義務者 人	総所得金額等 千円	所得割額 千円	納税義務者 人	総所得金額等 千円	所得割額 千円		
10万円以下の金額	1,152	775,936	2,100	130	111,379	229	-	-	492	431,780	912	230	67,156	140,529	2,004	1,386,251	143,770	2.5	0.8	
10万円を超え 100万円以下	11,007	15,884,515	376,863	995	1,407,766	28,432	1	1,603	4,802	7,150,869	139,100	194	305,946	50,362	16,999	24,750,699	594,793	21.1	3.4	
100万円" 200万円"	16,784	42,011,372	1,398,344	808	2,000,301	67,689	1	2,547	2,841	7,126,388	226,842	253	671,675	88,916	20,687	51,812,283	1,781,881	25.7	10.2	
200万円" 300万円"	11,230	42,184,399	1,553,103	491	1,758,571	69,203	1	3,030	1,321	4,925,114	183,056	222	870,619	59,106	13,265	49,741,733	1,864,594	16.5	10.7	
300万円" 400万円"	6,646	33,345,457	1,285,820	315	1,482,565	62,305	-	-	638	3,087,375	126,236	210	1,066,680	65,567	7,809	38,982,077	1,539,928	9.7	8.8	
400万円" 550万円"	5,806	37,900,600	1,520,925	266	1,643,031	72,045	-	-	444	2,745,417	119,337	218	1,402,441	150,671	6,734	43,691,489	1,862,978	8.4	10.7	
550万円" 700万円"	3,112	25,721,115	1,070,577	128	1,016,509	45,643	-	-	262	2,053,000	92,437	147	1,198,674	88,455	3,649	29,989,298	1,297,112	4.5	7.5	
700万円" 1000万円"	3,523	36,953,892	1,629,187	140	1,410,213	65,615	1	11,049	265	2,675,709	126,638	229	2,373,586	148,645	4,158	43,424,449	1,970,597	5.2	11.3	
1000万円を 超える金額	3,999	85,384,896	4,184,768	289	7,984,694	407,973	-	-	426	14,001,660	732,506	462	12,670,885	1,047,054	5,176	120,042,135	6,372,301	6.4	36.6	
合計	63,259	320,162,182	13,021,687	3,562	18,815,029	819,134	4	18,229	11,491	44,197,312	1,747,064	2,165	20,627,662	1,839,305	80,481	403,820,414	17,427,954	100.0	100.0	
所得別構成	78.6	79.3	74.7	4.4	4.7	4.7	0	0	14.3	10.9	10.0	2.7	5.1	10.6	100.0	100.0	100.0			

※1「令和3年度市町村税課税状況等の調(5表6表7表9表11表12表)」による。

2「課税標準額の段階」は総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る課税標準額の合計額によって区分する。

令和4年度 課税標準段階別の調

区分	給与所得者			営業等所得者			農業所得者			その他の所得者			分離課税をした者			合計			所得割額の構成
	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	
10万円以下 の金額	1,111	725,359	1,969	125	108,258	244	-	483	420,782	839	237	61,424	168,193	1,956	1,315,823	171,245	2.4	0.9	
10万円を超え 100万円以下	10,616	15,322,755	360,418	868	1,248,687	24,306	-	4,818	7,063,889	138,496	204	325,610	52,084	16,506	23,960,941	575,304	20.3	3.2	
100万円 "	16,474	41,399,986	1,367,419	697	1,732,921	58,436	-	2,829	7,091,990	226,860	258	681,430	79,227	20,258	50,906,327	1,731,942	25.0	9.6	
200万円 "	11,583	43,481,962	1,584,344	444	1,641,523	61,696	-	1,290	4,786,639	179,663	216	846,784	60,871	13,533	50,756,908	1,886,574	16.7	10.4	
300万円 "	6,912	34,569,882	1,320,809	296	1,407,357	58,493	-	680	3,268,175	134,126	179	906,355	66,787	8,067	40,151,769	1,580,215	9.9	8.7	
400万円 "	6,088	39,689,135	1,576,935	285	1,745,400	75,521	-	489	3,035,299	128,234	227	1,471,684	96,881	7,089	45,941,518	1,877,571	8.7	10.4	
550万円 "	3,191	26,346,744	1,084,119	196	1,518,893	69,147	-	264	2,037,927	91,492	148	1,195,686	96,507	3,799	31,099,250	1,341,265	4.7	7.4	
700万円 "	3,680	38,648,592	1,673,568	260	2,559,851	125,055	-	267	2,674,783	127,069	218	2,271,330	158,294	4,425	46,154,556	2,083,986	5.5	11.5	
1000万円を 超える金額	4,119	87,491,110	4,236,707	409	11,311,773	587,117	-	457	10,564,962	554,262	525	19,511,596	1,481,811	5,510	128,879,441	6,859,897	6.8	37.9	
合計	63,774	327,675,525	13,206,288	3,580	23,274,663	1,060,015	0	11,577	40,944,446	1,581,041	2,212	27,271,899	2,260,655	81,143	419,166,533	18,107,999	100.0	100.0	
所得別構成	78.6	78.2	72.9	4.4	5.5	5.9	0	14.3	9.8	8.7	2.7	6.5	12.5	100.0	100.0	%	%	%	

※1「令和4年度市町村税課税状況等の調(5表6表7表9表11表12表)」による。

2「課税標準額の段階」は総所得金額、退職所得金額、山林所得金額に係る課税標準額の合計額によって区分する。

令和5年度 課税標準段階別の調

区分	給与所得者			営業等所得者			農業所得者			その他の所得者			分離課税をした者			合計			納税義務者の構成	所得割額の構成		
	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額				
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	%	%
10万円以下の金額	1,162	761,661	2,056	126	104,884	255	1	1,376	-	472	411,156	816	254	84,044	201,696	2,015	1,363,121	204,823	2,015	1,363,121	2.5	1.1
10万円を超え100万円以下	10,399	14,965,147	347,706	885	1,275,576	25,205	1	1,562	32	4,920	7,236,642	140,773	211	319,377	79,618	16,416	23,798,304	593,334	16,416	23,798,304	20.0	3.2
100万円～200万円	16,101	40,637,045	1,337,510	713	1,817,587	59,282	-	-	-	2,758	6,937,038	220,471	267	688,514	182,569	19,839	50,080,184	1,799,832	19,839	50,080,184	24.3	9.6
200万円～300万円	11,742	44,073,679	1,596,769	463	1,695,644	64,151	-	-	-	1,265	4,696,141	175,863	226	878,107	85,199	13,696	51,343,571	1,921,982	13,696	51,343,571	16.8	10.3
300万円～400万円	7,210	36,143,885	1,369,403	327	1,572,632	63,810	-	-	-	654	3,176,318	128,227	189	948,460	76,322	8,380	41,841,295	1,637,762	8,380	41,841,295	10.3	8.8
400万円～550万円	6,202	40,406,631	1,588,136	258	1,619,388	67,856	-	-	-	497	3,043,787	130,804	211	1,387,934	108,444	7,168	46,457,740	1,895,240	7,168	46,457,740	8.8	10.1
550万円～700万円	3,392	27,998,503	1,144,479	151	1,185,662	52,218	-	-	-	266	2,058,486	91,788	134	1,101,953	86,278	3,943	32,344,604	1,374,763	3,943	32,344,604	4.8	7.3
700万円～1000万円	3,733	39,287,010	1,682,433	180	1,825,822	82,201	-	-	-	273	2,722,211	125,432	221	2,330,129	170,502	4,407	46,165,172	2,060,568	4,407	46,165,172	5.4	11.0
1000万円を超える金額	4,512	98,867,690	4,765,498	333	10,446,180	540,375	-	-	-	451	13,338,927	686,557	506	15,627,476	1,223,884	5,802	138,280,273	7,216,314	5,802	138,280,273	7.1	38.6
合計	64,453	343,141,251	13,833,990	3,436	21,543,375	955,353	2	2,938	32	11,556	43,620,706	1,700,731	2,219	23,365,994	2,214,512	81,666	431,674,264	18,704,618	81,666	431,674,264	100.0	100.0
所得別構成	78.9	79.5	74.0	4.2	5.0	5.1	0	0	0	14.2	10.1	9.1	2.7	5.4	11.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	%

※1「令和5年度市町村税課税状況等の調(5表6表7表9表11表12表)」による。

2「課税標準額の段階」は総所得金額、退職所得金額、退職所得金額に係る課税標準額の合計額によって区分する。

(2) 市民税(法人) (現年課税分)

(I) 納税義務者数調

法人税割

(単位:社)

資本金等	年度	令和2	令和3	令和4	税率 R2.10.1以降開始の事業年度 (R1.9.30以前開始の事業年度)
10億円以上		409	403	420	8.4% (12.1%)
1億円以上 10億円未満		459	470	459	7.2% (10.9%)
上記以外		8,279	8,441	8,691	6.0% (9.7%)
合計		9,147	9,314	9,570	

※税制改正により、令和元年10月1日以降に開始する事業年度から法人税割の税率が引き下げられた。

均等割

(単位:社)

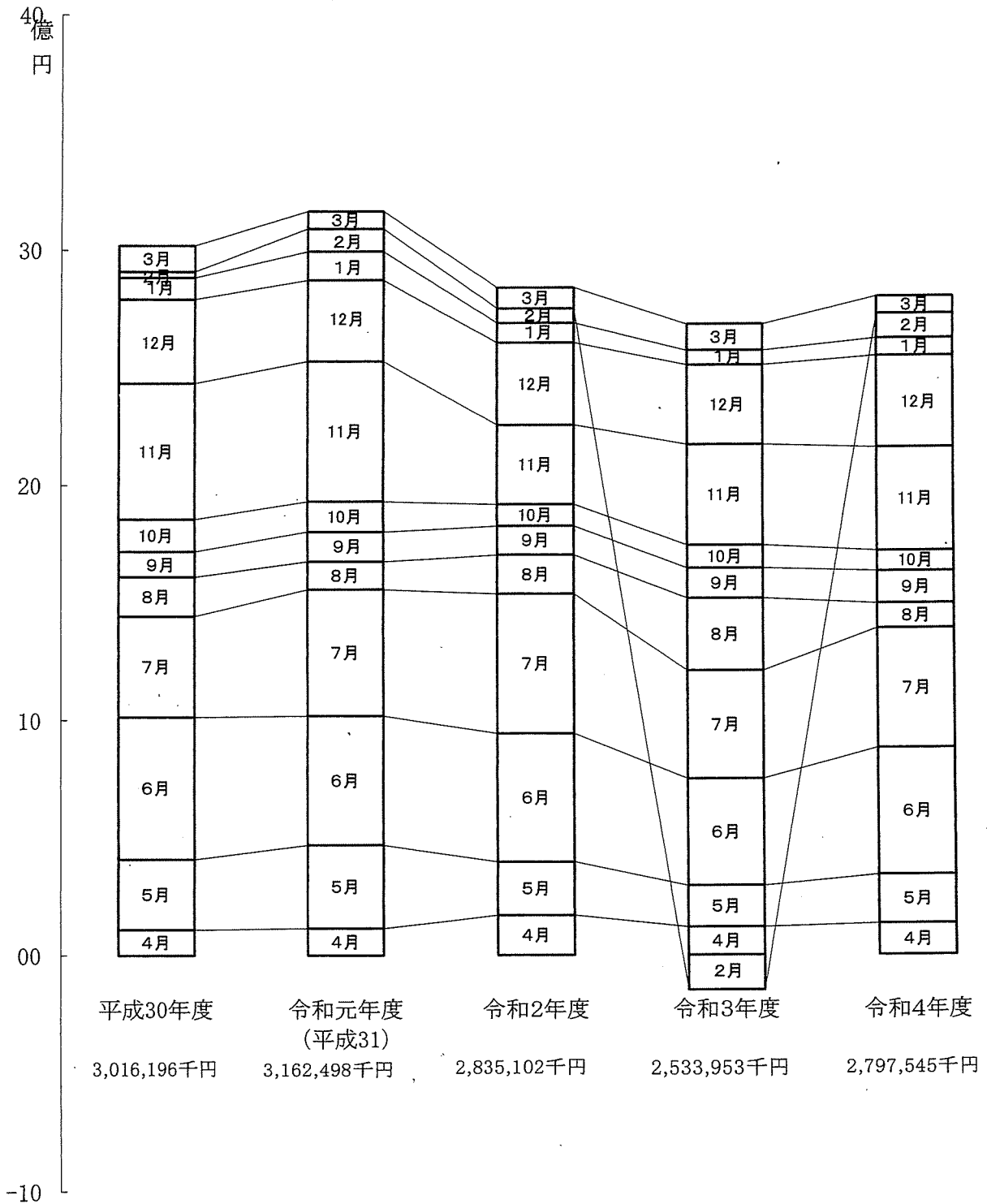
資本金等 従業員数	年度	令和2	令和3	令和4	税率
50億円超 50人超		55	49	49	300万円
10億円超 50億円以下 50人超		16	16	17	175万円
10億円超 50人以下		336	336	352	41万円
1億円超 10億円以下 50人超		25	24	26	40万円
1億円超 10億円以下 50人以下		373	381	365	16万円
1,000万円超 1億円以下 50人超		47	51	53	15万円
1,000万円超 1億円以下 50人以下		1,105	1,121	1,138	13万円
1,000万円以下 50人超		24	23	22	12万円
1,000万円以下 50人以下		7,166	7,313	7,548	5万円
合計		9,147	9,314	9,570	

(Ⅱ) 税率別調定額調

年度	区分 税率 (法人税割)	調 定 額					
		均等割(円)	前年度比 (%)	法人税割(円)	前年度比 (%)	合 計(円)	前年度比(%)
令和2	14.7% ※1	10,800	-	2,800	△ 99.8	13,600	△ 98.8
	13.5% ※1	-	-	-	△ 100.0	-	△ 100.0
	12.3% ※1	254,100	1.6	194,400	△ 94.3	448,500	△ 87.7
	12.1% ※2	172,047,400	△ 39.6	828,146,600	△ 38.6	1,000,194,000	△ 38.8
	10.9% ※2	38,239,800	△ 48.5	139,564,900	△ 61.2	177,804,700	△ 59.0
	9.7% ※2	245,511,300	△ 38.6	333,702,500	△ 51.6	579,213,800	△ 46.8
	8.4%	118,557,700	-	417,279,300	-	535,837,000	-
	7.2%	31,413,400	-	133,658,900	-	165,072,300	-
	6.0%	159,999,800	-	216,518,600	-	376,518,400	-
	計	766,034,300	0.9	2,069,068,000	△ 13.9	2,835,102,300	△ 10.4
令和3	14.7%※1	-	-	-	-	-	-
	13.5%※1	-	-	-	-	-	-
	12.3%※1	-	-	858,600	341.7	858,600	91.4
	12.1% ※2	410,000	△ 99.8	12,260,200	△ 98.5	12,670,200	△ 98.7
	10.9% ※2	-	-	100,800	△ 99.9	100,800	△ 99.9
	9.7% ※2	3,912,200	△ 98.4	3,881,300	△ 98.8	7,793,500	△ 98.7
	8.4%	270,731,900	128.4	1,089,798,100	161.2	1,360,530,000	153.9
	7.2%	69,853,300	122.4	162,971,600	21.9	232,824,900	41.0
	6.0%	401,197,700	150.7	517,977,000	139.2	919,174,700	144.1
	計	746,105,100	△ 2.6	1,787,847,600	△ 13.6	2,533,952,700	△ 10.6
令和4	14.7%※1	-	-	-	-	-	-
	13.5%※1	-	-	-	-	-	-
	12.3%※1	-	-	-	△ 100.0	-	△ 100.0
	12.1% ※2	-	△ 100.0	5,446,400	△ 55.6	5,446,400	△ 57.0
	10.9% ※2	-	-	769,900	663.8	769,900	663.8
	9.7% ※2	2,557,400	△ 34.6	3,673,700	△ 5.3	6,231,100	△ 20.0
	8.4%	287,164,900	6.1	1,100,756,100	1.0	1,387,921,000	2.0
	7.2%	70,295,800	0.6	191,996,800	17.8	262,292,600	12.7
	6.0%	424,763,800	5.9	710,120,200	37.1	1,134,884,000	23.5
	計	784,781,900	5.2	2,012,763,100	12.6	2,797,545,000	10.4

※1 平成26年10月1日より前に開始する事業年度まで適用される税率
 ※2 令和元年10月1日より前に開始する事業年度まで適用される税率

(Ⅲ) 申告月別調定額調



8. 固定資産税(当初課税分)

(1) 固定資産税(都市計画税)課税標準額調

(単位:千円)

年度		令和元(平成31)	令和2	令和3	令和4	令和5
区分						
固定資産税	土地	660,591,299	663,846,267	663,417,529	695,204,391	735,901,602
	家屋	387,652,649	397,214,097	387,585,906	407,308,883	413,733,373
	小計	1,048,243,948	1,061,060,364	1,051,003,435	1,102,513,274	1,149,634,975
	償却資産	96,990,576	103,492,380	109,408,854	122,397,761	128,541,155
	純固定資産税計	1,145,234,524	1,164,552,744	1,160,412,289	1,224,911,035	1,278,176,130
	交付金	41,059,713	36,848,884	16,773,590	16,824,703	32,085,620
	固定資産税合計	1,186,294,237	1,201,401,628	1,177,185,879	1,241,735,738	1,310,261,750
都市計画税	土地	959,352,912	964,330,183	963,480,076	1,012,088,861	1,064,725,140
	家屋	387,601,523	397,162,970	387,534,936	407,257,914	413,682,402
	都市計画税合計	1,346,954,435	1,361,493,153	1,351,015,012	1,419,346,775	1,478,407,542

(2) 土地・家屋平均価格等調

(単位:円/㎡)

年度	区分	土地				家屋		
		畑	宅地	山林	雑種地	木造	非木造	計
令和元 (平成31)	平均価格	234,218	352,949	154,867	341,571	29,070	66,142	54,119
	最高価格	387,350	4,163,300	154,869	1,944,746	-	-	-
令和2	平均価格	242,242	352,748	154,867	341,273	30,219	66,871	55,043
	最高価格	387,350	4,163,300	154,869	1,944,746	-	-	-
令和3	平均価格	269,232	396,255	179,989	399,550	29,093	66,519	54,470
	最高価格	423,950	5,325,907	179,987	2,281,158	-	-	-
令和4	平均価格	270,658	396,330	179,989	400,209	30,390	67,681	55,714
	最高価格	423,950	5,325,907	179,987	2,281,158	-	-	-
令和5	平均価格	277,781	396,403	179,989	399,635	31,496	68,180	56,422
	最高価格	423,950	5,325,907	179,987	2,281,158	-	-	-

※畑:介在畑、市街化区域畑

(3) 土地地目別地積、価格、筆数調

区分		年度	令和元(平成31)	令和2	令和3	令和4	令和5
地積 (㎡)	法定免税点以上	畑	268,307	261,513	249,658	249,163	243,858
		宅地	6,347,611	6,354,311	6,359,427	6,362,101	6,367,927
		山林	180	180	180	180	180
		雑種地	151,344	151,489	160,586	160,230	160,561
		計	6,767,442	6,767,493	6,769,851	6,771,674	6,772,526
	非課税・法定免税点未満		3,482,255	3,485,522	3,487,333	3,487,684	3,488,083
評価額 (千円)	法定免税点以上	畑	6,319,314	5,972,919	3,929,080	4,179,307	5,205,779
		宅地	2,240,409,849	2,241,497,961	2,519,992,730	2,521,523,098	2,524,294,010
		山林	27,876	27,876	32,398	32,398	32,398
		雑種地	51,783,065	51,786,310	64,257,425	64,207,048	64,250,065
		計	2,298,540,104	2,299,285,066	2,588,211,633	2,589,941,851	2,593,782,252
	法定免税点未満		82,080	81,609	89,139	76,776	71,704
課税標準額 (千円)	法定免税点以上	畑	2,509,204	2,474,791	1,225,899	1,419,684	1,226,857
		宅地	626,813,495	630,100,002	629,479,047	659,516,591	697,694,329
		山林	17,735	17,735	17,735	18,545	19,439
		雑種地	31,250,865	31,253,739	32,694,848	34,249,571	36,960,977
		計	660,591,299	663,846,267	663,417,529	695,204,391	735,901,602
	法定免税点未満		18,826	18,761	18,354	16,657	16,354
筆数 (筆)	法定免税点以上	畑	412	406	382	382	369
		宅地	38,297	38,373	38,482	38,603	38,644
		山林	1	1	1	1	1
		雑種地	831	836	852	853	854
		計	39,541	39,616	39,717	39,839	39,868
	非課税・法定免税点未満		20,049	20,235	20,383	20,549	20,703

(4) 家屋棟数、床面積、価格等調

区分		年度				
		令和元(平成31)	令和2	令和3	令和4	令和5
棟数(棟)	木造	19,630 (206)	19,664 (201)	19,672 (230)	19,734 (178)	19,761 (167)
	非木造	8,047 (8)	8,086 (8)	8,112 (70)	8,167 (11)	8,188 (10)
	計	27,677 (214)	27,750 (209)	27,784 (300)	27,901 (189)	27,949 (177)
床面積 (㎡)	木造	2,324,344 (7,153)	2,329,961 (6,938)	2,335,030 (12,312)	2,347,134 (6,176)	2,351,529 (5,566)
	非木造	4,842,475 (202)	4,889,976 (202)	4,918,242 (52,661)	4,966,865 (229)	4,985,214 (220)
	計	7,166,819 (7,355)	7,219,937 (7,140)	7,253,272 (64,973)	7,313,999 (6,405)	7,336,743 (5,786)
価格 (千円)	木造	67,569,735 (16,749)	70,408,153 (16,788)	67,932,329 (263,990)	71,328,510 (14,459)	74,062,692 (13,261)
	非木造	320,292,886 (1,976)	326,996,530 (1,976)	327,154,189 (3,634,923)	336,163,422 (2,204)	339,891,059 (2,171)
	計	387,862,621 (18,725)	397,404,683 (18,764)	395,086,518 (3,898,913)	407,491,932 (16,663)	413,953,751 (15,432)
単位当たり 価格(円)	木造	29,070	30,219	29,093	30,390	31,496
	非木造	66,142	66,871	66,519	67,681	68,180
提示平均 価格(円)	木造	-	-	-	-	-
	非木造	-	-	-	-	-

※ ()内は免税点未満を示す。

(5) 家屋新增築調

区分		年度	令和元(平成31)	令和2	令和3	令和4	令和5
棟数(棟)	木造		312	354	266	364	310
	非木造		108	100	82	107	89
	計		420	454	348	471	399
床面積(m ²)	木造		38,227	40,716	32,226	43,648	37,203
	非木造		62,845	61,194	41,204	48,646	30,326
	計		101,072	101,910	73,430	92,294	67,529
評価額(千円)	木造		3,178,829	3,328,567	2,794,070	3,815,332	3,231,333
	非木造		7,328,322	6,951,551	5,231,648	6,210,273	3,539,482
	計		10,507,151	10,280,118	8,025,718	10,025,605	6,770,815

(6) 家屋減少調

区分		年度	令和元(平成31)	令和2	令和3	令和4	令和5
棟数(棟)	木造		326	320	266	295	283
	非木造		66	65	61	54	74
	計		392	385	327	349	357
床面積(m ²)	木造		36,700	35,019	27,569	31,679	32,833
	非木造		24,217	15,861	15,523	22,485	19,845
	計		60,917	50,880	43,092	54,164	52,678
評価額(千円)	木造		477,676	493,466	395,354	437,721	504,040
	非木造		960,852	462,546	628,176	919,844	878,932
	計		1,438,528	956,012	1,023,530	1,357,565	1,382,972

(7) 償却資産評価状況調

区分		年度	令和元(平成31)	令和2	令和3	令和4	令和5
評価額 (千円)	市長が価格等を決定したもの	構築物	37,312,636	39,538,751	45,332,963	52,976,499	56,289,201
		機械及び装置	5,754,603	5,489,718	5,131,905	5,543,982	8,094,273
		船舶	2,494	1,449	869	602	2,476
		航空機	-	-	-	-	-
		車両及び運搬具	28,725	20,398	14,782	13,573	18,365
		工具、器具、備品	28,972,390	32,928,468	34,152,635	36,150,343	39,317,727
		小計	72,070,848	77,978,784	84,633,154	94,684,999	103,722,042
	総務大臣が配分したもの	25,398,085	26,369,687	26,853,276	28,573,879	25,615,616	
	知事が配分したもの	357,064	3,755	3,043	3,032	3,022	
	知事が決定したもの	-	-	-	-	-	
	合計	97,825,997	104,352,226	111,489,473	123,261,910	129,340,680	
納税義務者数 (人)	個人	473	478	448	502	507	
	法人	1,797	1,847	1,554	1,936	2,003	
	計	2,270	2,325	2,002	2,438	2,510	

9. 軽自動車税

(1) 軽自動車税(環境性能割)

令和元年10月1日より、市町村税の「軽自動車税(環境性能割)」が創設され、軽自動車(新車・中古車を問わず)を取得した場合、以下のとおり課税される。(当分の間、都が賦課徴収等を行う。)

納税義務者	三輪以上の軽自動車(新車・中古車)の取得者
課税標準	当該軽自動車の取得価格(免税点50万円)
税率	<ul style="list-style-type: none"> ・燃費基準達成度等に応じて決定し、非課税、1%、2%、3%の4段階(当面の間、2%を上限とし、営業車の特例あり) ・なお、消費税率引き上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用・乗用の軽自動車を取得する場合、環境性能割の税率が1%軽減される。この軽減措置には、中古車も含まれる。 ・また、新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策として、環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期間が延長され、令和3年12月31日までに取得したのもも対象となる。

年度末までに都から市に納付された額

年 度	令和2	令和3	令和4
件数	154	181	198
調定額(円)	2,794,400	3,335,200	4,395,900

(2) 軽自動車税(種別割)車種別保有・登録・廃車台数調

(単位:台)

区分 車種	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	4/1 保有	登録	廃車	計	4/1 保有	登録	廃車	計	4/1 保有	登録	廃車	計
50cc以下	1,888	259	343	1,804	1,804	258	302	1,760	1,760	210	291	1,679
90cc以下	210	29	32	207	207	21	25	203	203	13	23	193
125cc以下	925	229	172	982	982	213	158	1,037	1,037	148	138	1,047
ミニカー	69	20	11	78	78	24	23	79	79	13	22	70
軽二輪	1,152	194	200	1,146	1,146	161	161	1,146	1,146	178	181	1,143
軽三輪	2	-	-	2	2	-	-	2	2	-	1	1
四輪乗用	2,710	613	551	2,772	2,772	649	542	2,879	2,879	626	537	2,968
四輪貨物	1,876	316	322	1,870	1,870	303	319	1,854	1,854	328	346	1,836
小型特殊	69	2	1	70	70	3	4	69	69	3	2	70
二輪の小型 自動車	1,114	302	263	1,153	1,153	325	288	1,190	1,190	315	247	1,258
合 計	10,015	1,964	1,895	10,084	10,084	1,957	1,822	10,219	10,219	1,834	1,788	10,265

(非課税車両を除く。)

(3) 軽自動車税(種別割)課税台数及び調定額調(現年課税分)

(単位:台・円)

車種		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
		台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	
原動機付自転車	50cc以下	1,876	3,752,000	1,793	3,586,000	1,753	3,506,000	
	50ccを超え 90cc以下	210	420,000	207	414,000	203	406,000	
	90ccを超え 125cc以下	924	2,217,600	982	2,356,800	1,036	2,486,400	
	ミニカー	68	251,600	77	284,900	79	292,300	
	計	3,078	6,641,200	3,059	6,641,700	3,071	6,690,700	
軽自動車	二輪車	1,145	4,122,000	1,141	4,107,600	1,141	4,107,600	
	三輪車	2	9,200	2	9,200	2	9,200	
	四輪乗用	営業用	1	6,900	1	6,900	1	6,900
		自家用	2,633	25,060,200	2,692	26,388,300	2,803	28,709,400
	四輪貨物	営業用	164	594,700	181	642,900	188	704,900
		自家用	1,684	8,158,300	1,660	8,167,900	1,638	8,175,000
	計	5,629	37,951,300	5,677	39,322,800	5,773	41,713,000	
小型特殊	農耕作業用	46	110,400	47	112,800	47	112,800	
	特殊作業用	23	135,700	23	135,700	22	129,800	
	計	69	246,100	70	248,500	69	242,600	
二輪の小型自動車		1,107	6,642,000	1,143	6,858,000	1,178	7,068,000	
合計		9,883	51,480,600	9,949	53,071,000	10,091	55,714,300	

10. 市たばこ税

(1) 調定状況調(現年課税分)

区分	年度	令和2	令和3	令和4
課税標準数量	一般分(本)	141,826,504	139,305,135	133,453,274
	旧3級品(本)	—	—	—
	計	141,826,504	139,305,135	133,453,274
税率	一般分	9月30日まで 5,692円/1,000本 10月1日から 6,122円/1,000本	9月30日まで 6,122円/1,000本 10月1日から 6,552円/1,000本	6,552円/1,000本
	旧3級品			
調定税額(円)		791,622,760	833,537,105	874,385,832
住民一人当たり	本数(本)	966	944	902
	税額(円)	5,390	5,646	5,907

- ※1. 住民一人当たり算出における人口は、当該年度の初日が属する年の1月1日現在の住民基本台帳人口による。
 2. 旧3級品とは、「わかば」「エコー」「しんせい」など紙巻きタバコ6品目で、令和元年10月で特例が廃止された。

(2) 月別課税標準数量・調定額調(現年課税分)

(単位:本・円)

月別 区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	課税標準数量	調定額	課税標準数量	調定額	課税標準数量	調定額
4	12,438,171	70,798,069	12,107,454	74,121,832	11,310,452	74,106,080
5	10,102,888	57,505,637	11,139,037	68,193,184	11,017,657	72,187,688
6	10,245,645	58,318,210	10,489,164	64,214,660	10,948,144	71,732,240
7	11,889,921	67,677,430	11,254,206	68,898,249	11,417,548	74,807,772
8	12,032,806	68,490,730	11,373,866	69,630,808	11,142,709	73,007,028
9	11,584,931	65,941,426	10,678,508	65,373,825	11,293,213	73,993,129
10	16,099,986	91,641,121	16,160,616	93,546,446	11,515,724	75,451,021
11	15,623,480	56,568,116	13,789,944	54,828,639	11,258,191	73,763,665
12	10,157,800	62,186,051	10,738,075	67,854,881	11,249,179	73,704,620
1	11,662,817	70,646,553	12,097,213	79,260,940	11,691,657	76,603,736
2	10,098,861	61,825,225	9,563,516	62,660,154	10,178,129	66,687,099
3	9,889,198	60,024,192	9,913,536	64,953,487	10,430,671	68,341,754
合計	141,826,504	791,622,760	139,305,135	833,537,105	133,453,274	874,385,832
前年度比	91.0%	89.5%	98.2%	105.3%	95.8%	104.9%

11. 入湯税(調定状況調・現年課税分)

区分 \ 年度	令和2	令和3	令和4
税率	150円/1人	150円/1人	150円/1人
特別徴収義務者数	-	-	-
入湯客数	-	-	-
調定税額	-	-	-
住民一人当たり税額	-	-	-

※平成17年度以降、収入なし。

12. 事業所税(調定額調)

(単位:円)

年度 \ 区分	資産割	従業者割	計
令和2	415,128,400	224,664,900	639,793,300
令和3	418,942,800	218,740,300	637,683,100
令和4	424,827,000	218,345,400	643,172,400

13. 都民税(個人)

(1) 調定・収入状況調

(単位:千円)

年度	区分	現年課税分		滞納繰越分		合計	
		調定額	収入済額	調定額	収入済額	調定額	収入済額
令和2		12,118,175	12,027,763	128,452	60,248	12,246,627	12,088,011
令和3		12,028,049	11,953,085	145,239	59,731	12,173,288	12,012,816
令和4		12,440,818	12,360,475	146,963	71,665	12,587,781	12,432,140

(2) 徴収取扱費及び交付金調

(単位:円)

区分	年度	令和2	令和3	令和4
納税義務者の数によるもの		249,081,000	253,221,000	254,994,000
納税通知書によるもの (1通60円)		-	-	-
払込金額によるもの (払込金額の100分の7)		6,338	30,811	62,735
過誤納金及び還付金に係る金額		14,605,676	23,802,426	14,678,681
還付加算金に係る金額		36,504	285,636	37,089
地方税法第47条第1項第5号に 定める金額		15,499,162	21,765,422	18,684,506
報奨金に係る金額		-	-	-
合計		279,228,680	299,105,295	288,457,011

14. 税関係証明及び閲覧件数調

(単位:件)

年度	月別 種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
		令和2	納・課税証明 (コンビニでの課税証明を 除く)	1,194	1,104	3,682	2,908	1,936	1,977	2,128	1,642	1,359	1,247	1,232
コンビニでの 課税証明 ※	29		33	190	86	70	60	74	67	60	72	72	103	916
評価・ その他証明	1,238		819	894	845	635	743	812	778	638	585	564	628	9,179
閲覧	81		40	47	44	44	63	61	63	47	77	71	72	710
評価通知書	661		198	284	204	128	158	178	206	140	159	132	201	2,649
計	3,203		2,194	5,097	4,087	2,813	3,001	3,253	2,756	2,244	2,140	2,071	2,644	35,503
令和3	納・課税証明 (コンビニでの課税証明を 除く)	1,241	1,163	3,599	2,789	2,006	1,956	1,853	1,419	1,212	1,216	1,232	1,779	21,465
	コンビニでの 課税証明 ※	76	82	388	222	134	209	169	145	101	92	93	161	1,872
	評価・ その他証明	1,824	1,026	942	796	613	753	743	728	736	611	538	772	10,082
	閲覧	110	68	78	57	60	70	54	62	68	68	80	63	838
	評価通知書	317	157	179	152	145	134	208	192	202	129	103	101	2,019
	計	3,568	2,496	5,186	4,016	2,958	3,122	3,027	2,546	2,319	2,116	2,046	2,876	36,276
令和4	納・課税証明 (コンビニでの課税証明を 除く)	1,198	1,075	3,491	2,739	2,162	1,860	1,768	1,611	1,220	1,264	1,077	1,373	20,838
	コンビニでの 課税証明 ※	112	82	612	325	249	212	214	167	117	133	135	189	2,547
	評価・ その他証明	1,580	1,145	1,033	862	827	835	815	841	647	749	777	604	10,715
	閲覧	89	76	88	57	71	51	55	51	50	70	89	78	825
	評価通知書	437	156	238	204	178	150	136	180	187	180	150	125	2,321
	計	3,416	2,534	5,462	4,187	3,487	3,108	2,988	2,850	2,221	2,396	2,228	2,369	37,246

※コンビニエンスストアでの課税証明書の発行を平成29年5月15日から開始。

※納・課税証明から閲覧まで、公用、無料の証明は含まない。

15. 市税納税成績調

税目	年度	調定額		収入済額		還付未済額		調定に対する収入の割合(%)		不納欠損額		収入未済額		収入未済額のうち処分停止額	
		税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数
市民税	令和2	21,335,073	353,691	21,048,180	344,261	337	51	98.7	97.3	26,458	880	260,772	8,601	42,000	1,643
	令和3	20,947,736	357,033	20,688,917	346,225	220	41	98.8	97.0	21,767	745	237,272	10,104	23,115	1,079
	令和4	21,799,493	364,575	21,550,529	353,197	367	41	98.9	96.9	14,293	595	235,038	10,824	20,525	1,102
	令和2	16,729,013	199,395	16,581,468	197,175	67	8	99.1	98.9	12,599	184	135,013	2,044	2,360	98
固定資産税	令和3	16,459,768	198,632	16,352,346	196,368	301	15	99.3	98.9	1,763	78	105,959	2,201	680	34
	令和4	17,283,788	201,536	17,173,869	199,049	19	2	99.4	98.8	1,180	35	108,759	2,454	748	52
	令和2	57,453	11,021	54,185	10,058	-	-	94.3	91.3	350	130	2,918	833	937	244
	令和3	59,327	10,963	55,785	9,945	2	1	94.0	90.7	389	112	3,155	907	679	186
軽自動車税 (種別割)	令和4	63,259	11,194	59,605	10,135	1	1	94.2	90.5	495	143	3,159	917	344	93
	令和2	791,623	79	791,623	79	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-
	令和3	833,537	115	833,537	115	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-
	令和4	874,386	68	874,386	68	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-
市たばこ税	令和元 (平成31)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	令和2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	令和3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	令和4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
入湯税	令和2	639,793	166	634,159	163	-	-	99.1	98.2	-	-	5,634	3	-	-
	令和3	643,317	169	643,317	169	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-
	令和4	643,172	172	643,172	172	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-
	令和2	2,737,210	(189,224)	2,713,808	(187,230)	11	(7)	99.1	98.9	2,312	(172)	21,101	(1,829)	155	(69)
事業所税	令和3	1,370,498	(189,968)	1,354,474	(187,807)	46	(15)	98.8	98.9	96	(53)	15,975	(2,123)	71	(30)
	令和4	2,848,550	(191,252)	2,830,832	(188,878)	1	(1)	99.4	98.8	96	(26)	17,623	(2,349)	99	(47)
	令和2	42,290,165	564,352	41,823,423	551,736	415	59	98.9	97.8	41,719	1,194	425,438	11,481	45,452	1,985
	令和3	40,314,183	566,912	39,928,376	552,822	569	57	99.0	97.5	24,015	935	362,361	13,212	24,545	1,299
総計	令和4	43,512,648	577,545	43,132,393	562,621	388	44	99.1	97.4	16,064	773	364,579	14,195	21,716	1,247

※()内の件数は総計に含まない。

16. 徴税費に関する調

区分	年度	令和2	令和3	令和4
市税総収入 (A)		千円 41,823,423	千円 39,928,376	千円 43,132,393
徴税費 (B)		695,599	715,036	716,980
人件費		498,828	520,650	500,484
基本給		213,320	217,295	214,974
諸手当		176,084	187,114	170,853
超過勤務手当		21,037	28,281	16,704
その他の手当		155,047	158,833	154,149
その他の人件費		109,424	116,241	114,657
物件費(需用費)		92,889	96,814	101,074
旅費		371	281	413
賃金		—	—	—
その他		92,518	96,533	100,661
報奨金等		453	469	528
納税貯蓄組合補助金		445	462	520
その他		8	7	8
その他		103,429	97,103	114,894
関係収入(都民税徴収取扱費) (C)		249,081	253,221	254,994
純徴税費 (B) - (C) = (D)		446,518	461,815	461,986
市税収入に対する徴税費の割合 (D) / (A)		1.1%	1.2%	1.1%
徴税職員数		61人	64人	61人
徴税職員1人当たり人口		2,408人	2,307人	2,427人
徴税職員1人当たり世帯		1,267世帯	1,216世帯	1,282世帯
住民1人当たり純徴税費		3,040円	3,128円	3,121円
一世帯当たり純徴税費		5,775円	5,932円	5,909円

- ※ 1. 「その他の手当」は期末勤勉手当、通勤手当、その他の手当等の合計額。
 2. 「その他の人件費」は、徴税職員にかかる共済組合負担金、固定資産評価審査委員会委員の報酬である。
 3. 1人当たりの基準となる人口及び世帯は、当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住民基本台帳人口による。

17. 生活困窮による市税減免申請実績調

(単位:円・件)

区分 年度	税目	申請		処 分 結 果								取り下げ	
				減 免						棄却			
		全額免除		一部減額		計		棄却		取り下げ			
		金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
令和2	市・都民税	1,379,600	29	1,311,600	28	0	0	1,311,600	28	58,000	1	0	0
	固定・都計税	564,400	16	234,400	8	330,000	8	564,400	16	0	0	0	0
	合 計	1,944,000	45	1,546,000	36	330,000	8	1,876,000	44	58,000	1	0	0
令和3	市・都民税	1,172,200	25	1,103,600	24	0	0	1,179,800	24	68,000	1	0	0
	固定・都計税	400,500	14	349,700	9	50,800	5	400,500	14	0	0	0	0
	合 計	1,572,700	39	1,453,300	33	50,800	5	1,580,300	38	68,000	1	0	0
令和4	市・都民税	4,026,400	33	1,593,000	28	36,400	1	1,629,400	29	2,360,600	4	0	0
	固定・都計税	391,700	15	385,700	14	6,000	1	391,700	15	0	0	0	0
	合 計	4,418,100	48	1,978,700	42	42,400	2	2,021,100	44	2,360,600	4	0	0

18. 口座振替納税調

令和2年度

税目	市民税・ 都民税	固定資産税・ 都市計画税	固定資産税 (償却資産)	軽自動車税	計
振替予定額(千円)	3,812,274	6,993,756	414,808	1,820	11,222,658
件数(件)	27,000	78,314	2,847	351	108,512
振替額(千円)	3,757,508	6,903,388	413,973	1,783	11,076,652
振替件数(件)	26,543	77,421	2,834	348	107,146
金額(%)	98.6	98.7	99.8	98.0	98.7
件数(%)	98.3	98.9	99.5	99.1	98.7
当初納税通知書発送数(通)	29,928	46,851	2,316	10,015	-
当初加入率(%)	23.4	47.8	34.8	3.5	-

令和3年度

税目	市民税・ 都民税	固定資産税・ 都市計画税	固定資産税 (償却資産)	軽自動車税	計
振替予定額(千円)	3,544,571	6,938,017	558,105	2,234	11,042,927
件数(件)	27,244	79,619	2,577	410	109,850
振替額(千円)	3,486,746	6,879,498	557,619	2,196	10,926,059
振替件数(件)	26,720	78,597	2,563	406	108,286
金額(%)	98.4	99.2	99.9	98.3	98.9
件数(%)	98.1	98.7	99.5	99.0	98.6
当初納税通知書発送数(通)	29,975	47,095	1,975	10,084	-
当初加入率(%)	24.2	49.0	36.8	4.1	-

令和4年度

税目	市民税・ 都民税	固定資産税・ 都市計画税	固定資産税 (償却資産)	軽自動車税 (種別割)	計
振替予定額(千円)	3,890,273	8,213,611	696,026	2,549	12,802,459
件数(件)	27,505	79,842	3,038	448	110,833
振替額(千円)	3,780,073	8,096,392	695,482	2,520	12,574,467
振替件数(件)	26,836	78,556	3,020	444	108,856
金額(%)	97.2	98.6	99.9	98.9	98.2
件数(%)	97.6	98.4	99.4	99.1	98.2
当初納税通知書発送数(通)	31,004	47,324	2,392	10,245	-
当初加入率(%)	24.3	49.8	36.3	4.4	-

19. 督促状発付調

(1) 市民税・都民税(個人)、市民税(法人)

(単位:千円・件)

区分 年度	調定		督促		発付割合(%)	
	税額	件数	税額	件数	税額	件数
令和2	33,242,261	345,975	880,589	20,181	2.6	5.8
令和3	32,717,845	347,900	783,874	19,371	2.4	5.6
令和4	34,006,691	354,579	894,754	19,839	2.6	5.6

(2) 固定資産税・都市計画税

(単位:千円・件)

区分 年度	調定		督促		発付割合(%)	
	税額	件数	税額	件数	税額	件数
令和2	18,812,768	197,305	492,994	10,688	2.6	5.4
令和3	17,438,662	196,590	393,102	9,938	2.3	5.1
令和4	19,774,432	199,337	499,907	10,448	2.5	5.2

※固定資産税・都市計画税には、償却資産に係るものを含む。

(3) 軽自動車税(種別割)

(単位:千円・件)

区分 年度	調定		督促		発付割合(%)	
	税額	件数	税額	件数	税額	件数
令和2	54,289	10,040	4,289	1,046	7.9	10.4
令和3	53,077	9,950	4,153	992	7.8	10.0
令和4	55,718	10,092	4,349	1,022	7.8	10.1

20. 差押状況調

(単位:千円・件・人)

区分 年度	不動産			動産			債権等			計		
	税額	件数	人員	税額	件数	人員	税額	件数	人員	税額	件数	人員
令和2	3,515	111	5	-	-	-	72,641	2,145	370	76,156	2,256	375
令和3	2,887	36	5	-	-	-	65,997	1,124	219	68,884	1,160	224
令和4	897	19	2	-	-	-	84,331	1,830	367	85,288	1,849	369

21. 交付要求調

年度 \ 区分	税額(千円)	件数(件)	人員(人)
令和2	7,117	220	54
令和3	9,153	178	43
令和4	8,808	143	53

22. 徴収(換価)猶予調

年度 \ 区分	税額(千円)	件数(件)	人員(人)
令和2	164,822	1,094	454
令和3	32,628	301	144
令和4	18,622	77	30

23. 納税貯蓄組合

(1) 納税貯蓄組合の年度別市税納税成績調

年度 \ 区分	調定額 (千円)	納期内納付額 (千円)	納期内納付割合 (%)	組合数
令和2	1,563,275	1,550,061	99.2	45
令和3	1,364,981	1,358,292	99.5	41
令和4	1,549,196	1,541,231	99.5	40

(2) 納税貯蓄組合によって納付された市税の税目別内訳

(単位:千円・件)

年度	区分 税目	調定		納期内納付		納期内納付率(%)	
		金額	件数	金額	件数	金額	件数
令和2	市民税(個人)	347,368	1,773	346,431	1,752	99.7	98.8
	市民税(法人)	151,436	347	148,038	330	97.8	95.1
	固定資産税・都市計画税	994,126	2,038	985,310	1,972	99.1	96.8
	固定資産税(償却資産)	68,897	336	68,834	333	99.9	99.1
	軽自動車税	1,448	282	1,448	282	100.0	100.0
	計	1,563,275	4,776	1,550,061	4,669	99.2	97.8
令和3	市民税(個人)	322,248	1,706	318,883	1,677	99.0	98.3
	市民税(法人)	75,851	320	75,800	318	99.9	99.4
	固定資産税・都市計画税	899,792	1,945	896,529	1,895	99.6	97.4
	固定資産税(償却資産)	65,669	260	65,659	259	99.9	99.6
	軽自動車税(種別割)	1,421	263	1,421	263	100.0	100.0
	計	1,364,981	4,494	1,358,292	4,412	99.5	98.2
令和4	市民税(個人)	347,435	1,614	345,243	1,589	99.4	98.5
	市民税(法人)	132,350	307	132,266	304	99.9	99.0
	固定資産税・都市計画税	1,001,416	1,812	995,844	1,756	99.4	96.9
	固定資産税(償却資産)	66,655	302	66,540	298	99.8	98.7
	軽自動車税(種別割)	1,340	235	1,338	234	99.9	99.6
	計	1,549,196	4,270	1,541,231	4,181	99.5	97.9

24. 市税の税率等の推移

区分		年度	令和3	令和4	令和5																																																													
個人市民税 収入額より控除	税率	均等割	3,500円	同左	同左																																																													
	税率	所得割	6%	同左	同左																																																													
	給与所得控除	給与収入金額180万円以下 収入金額×40/100-10万円(最低控除額 55万円) 給与収入金額180万円超360万円以下 (収入金額-180万円)×30/100+62万円 給与収入金額360万円超660万円以下 (収入金額-360万円)×20/100+116万円 給与収入金額660万円超850万円以下 (収入金額-660万円)×10/100+176万円 給与収入金額850万円超 195万円 ただし、給与収入が161万9千円から660万円未満である場合は、簡易給与所得表により給与所得を算定する。	同左	同左																																																														
	給与所得額より控除	所得金額調整控除 令和3年度より新設 (1) 所得金額調整控除(子ども等) =(給与収入金額-850万円)×10% ※上限額15万円 給与収入金額850万円超の所得割の納税義務者について、 ①~④のいずれかの要件を満たす場合は、給与所得額から控除する。 【適用要件】 ①本人が特別障害者に該当する ②23歳未満の扶養親族を有する ③特別障害者である同一生計配偶者を有する ④特別障害者である扶養親族を有する (2) 所得金額調整控除(年金等) =(給与所得控除後の給与等の金額(※1)+公的年金等雑所得(※1))-10万円 ※1 10万円を超える場合は10万円とする。 給与所得および公的年金等雑所得があり、その合計額が10万円超の所得割の納税義務者について、給与所得額から控除する。	同左	同左																																																														
	特定支出控除	(適用要件) 特定支出の合計額が給与所得控除額の1/2を超える場合 (給与収入金額から控除できる額) 特定支出の合計額のうち給与所得控除額の1/2を超える部分の金額	同左	同左																																																														
	青色専従者控除	税務署によって承認された額	同左	同左																																																														
	白色専従者控除	所得者の配偶者 A=86万円 配偶者以外 A=50万円 上記Aの金額か、不動産所得、事業所得または山林所得の金額を(専従者数+1)で割った額のいずれか少ない額	同左	同左																																																														
	公的年金等控除	(A)=年金収入額 65歳以上 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年金収入(A)</th> <th colspan="3">公的年金等控除額</th> </tr> <tr> <th colspan="3">公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超 2,000万円以下</th> <th>2,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>330万円以下</td> <td>1,100,000</td> <td>1,000,000</td> <td>900,000</td> </tr> <tr> <td>330万円超 410万円以下</td> <td>(A)×25%+275,000</td> <td>(A)×25%+175,000</td> <td>(A)×25%+75,000</td> </tr> <tr> <td>410万円超 770万円以下</td> <td>(A)×15%+685,000</td> <td>(A)×15%+585,000</td> <td>(A)×15%+485,000</td> </tr> <tr> <td>770万円超 1,000万円以下</td> <td>(A)×5%+1,455,000</td> <td>(A)×5%+1,355,000</td> <td>(A)×5%+1,255,000</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>1,955,000</td> <td>1,855,000</td> <td>1,755,000</td> </tr> </tbody> </table> 65歳未満 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年金収入(A)</th> <th colspan="3">公的年金等控除額</th> </tr> <tr> <th colspan="3">公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超 2,000万円以下</th> <th>2,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>130万円以下</td> <td>600,000</td> <td>500,000</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>130万円超 410万円以下</td> <td>(A)×25%+275,000</td> <td>(A)×25%+175,000</td> <td>(A)×25%+75,000</td> </tr> <tr> <td>410万円超 770万円以下</td> <td>(A)×15%+685,000</td> <td>(A)×15%+585,000</td> <td>(A)×15%+485,000</td> </tr> <tr> <td>770万円超 1,000万円以下</td> <td>(A)×5%+1,455,000</td> <td>(A)×5%+1,355,000</td> <td>(A)×5%+1,255,000</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>1,955,000</td> <td>1,855,000</td> <td>1,755,000</td> </tr> </tbody> </table>	年金収入(A)	公的年金等控除額			公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額				1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	330万円以下	1,100,000	1,000,000	900,000	330万円超 410万円以下	(A)×25%+275,000	(A)×25%+175,000	(A)×25%+75,000	410万円超 770万円以下	(A)×15%+685,000	(A)×15%+585,000	(A)×15%+485,000	770万円超 1,000万円以下	(A)×5%+1,455,000	(A)×5%+1,355,000	(A)×5%+1,255,000	1,000万円超	1,955,000	1,855,000	1,755,000	年金収入(A)	公的年金等控除額			公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額				1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	130万円以下	600,000	500,000	400,000	130万円超 410万円以下	(A)×25%+275,000	(A)×25%+175,000	(A)×25%+75,000	410万円超 770万円以下	(A)×15%+685,000	(A)×15%+585,000	(A)×15%+485,000	770万円超 1,000万円以下	(A)×5%+1,455,000	(A)×5%+1,355,000	(A)×5%+1,255,000	1,000万円超	1,955,000	1,855,000	1,755,000	同左	同左
	年金収入(A)	公的年金等控除額																																																																
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																																
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																																																															
330万円以下	1,100,000	1,000,000	900,000																																																															
330万円超 410万円以下	(A)×25%+275,000	(A)×25%+175,000	(A)×25%+75,000																																																															
410万円超 770万円以下	(A)×15%+685,000	(A)×15%+585,000	(A)×15%+485,000																																																															
770万円超 1,000万円以下	(A)×5%+1,455,000	(A)×5%+1,355,000	(A)×5%+1,255,000																																																															
1,000万円超	1,955,000	1,855,000	1,755,000																																																															
年金収入(A)	公的年金等控除額																																																																	
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																																	
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																																																															
130万円以下	600,000	500,000	400,000																																																															
130万円超 410万円以下	(A)×25%+275,000	(A)×25%+175,000	(A)×25%+75,000																																																															
410万円超 770万円以下	(A)×15%+685,000	(A)×15%+585,000	(A)×15%+485,000																																																															
770万円超 1,000万円以下	(A)×5%+1,455,000	(A)×5%+1,355,000	(A)×5%+1,255,000																																																															
1,000万円超	1,955,000	1,855,000	1,755,000																																																															

区分		年度	令和3	令和4	令和5
個人市民税	所得控除	雑損控除	次のいずれか多い金額 (1)損失額-補填額-(総所得金額等の10%) (2)災害関連支出金額-5万円	同左	同左
	医療費控除		(支払額)-(補填額)-(10万円または総所得金額等の5%のいずれか少ない金額)=控除額(限度額200万円) セルフメディケーション税制(医療費控除の特例) (特定医薬品等購入額)-(補填額)-1万2千円=控除額(限度額8万8千円) ※従来の医療費控除との選択適用	同左	同左
	社会保険料控除		支払額全額	同左	同左
	小規模企業共済等掛金控除		支払額全額	同左	同左
	生命保険料控除		(1)支払保険料が旧契約の一般生命保険料・個人年金保険料の場合(適用限度額35,000円) 15,000円以下 支払額全額 15,000円超40,000円以下 支払額×1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下 支払額×1/4+17,500円 70,000円超 35,000円 ※旧契約:平成23年12月31日以前に締結した保険契約等 (2)支払保険料が新契約の一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料の場合(適用限度額28,000円) 12,000円以下 支払額全額 12,000円超32,000円以下 支払額×1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下 支払額×1/4+14,000円 56,000円超 28,000円 ※新契約:平成24年1月1日以後に締結した保険契約等 (3)支払保険料の種類が複数ある場合(適用限度額70,000円) ・旧契約(1)と新契約(2)の計算方法をもとに、各保険料控除についてそれぞれ計算し合計する ・一般生命保険料控除と個人年金保険料控除において、新契約と旧契約と両方の適用を受ける場合、限度額28,000円	同左	同左

区分		年度	令和3	令和4	令和5																																									
個人市民税	所得控除	地震保険料控除	(1)支払った保険料が地震保険契約に係るものだけの場合 50,000円以下 支払額×1/2 50,000円超 25,000円 (2)支払った保険料が旧長期損害保険契約に係るものだけの場合 5,000円以下 支払額全額 5,000円超15,000円以下 支払額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円 (3)支払った保険料が地震保険契約に係るものと旧長期損害保険契約に係るものと両方である場合 (地震保険料について(1)により求めた金額)+(旧長期損害保険契約に係る損害保険料について(2)により求めた金額) (最高限度額25,000円)	同左	同左																																									
		障害者控除	特別障害者 300,000円 扶養同居特別障害者 530,000円 上記以外 260,000円	同左	同左																																									
		寡婦控除	令和3年度より特別寡婦廃止、ひとり親控除へ移行 上記以外 260,000円	同左	同左																																									
		寡夫控除	令和3年度より廃止、ひとり親控除へ移行	同左	同左																																									
		ひとり親控除	令和3年度より新設 300,000円	同左	同左																																									
		勤労学生控除	260,000円	同左	同左																																									
		配偶者控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">納税者本人の合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除 (配偶者の合計所得 48万円以下)</td> <td>一般</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>	納税者本人の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者控除 (配偶者の合計所得 48万円以下)	一般	33万円	22万円	11万円	老人	38万円	26万円	13万円	同左	同左																											
		納税者本人の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																								
		配偶者控除 (配偶者の合計所得 48万円以下)	一般	33万円	22万円	11万円																																								
			老人	38万円	26万円	13万円																																								
配偶者特別控除	控除対象配偶者以外の配偶者である場合 (円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">納税者本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>480,001 ~ 950,000</td> <td>330,000</td> <td>220,000</td> <td>110,000</td> </tr> <tr> <td>950,001 ~ 1,000,000</td> <td>330,000</td> <td>220,000</td> <td>110,000</td> </tr> <tr> <td>1,000,001 ~ 1,050,000</td> <td>310,000</td> <td>210,000</td> <td>110,000</td> </tr> <tr> <td>1,050,001 ~ 1,100,000</td> <td>260,000</td> <td>180,000</td> <td>90,000</td> </tr> <tr> <td>1,100,001 ~ 1,150,000</td> <td>210,000</td> <td>140,000</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>1,150,001 ~ 1,200,000</td> <td>160,000</td> <td>110,000</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>1,200,001 ~ 1,250,000</td> <td>110,000</td> <td>80,000</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>1,250,001 ~ 1,300,000</td> <td>60,000</td> <td>40,000</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>1,300,001 ~ 1,330,000</td> <td>30,000</td> <td>20,000</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	480,001 ~ 950,000	330,000	220,000	110,000	950,001 ~ 1,000,000	330,000	220,000	110,000	1,000,001 ~ 1,050,000	310,000	210,000	110,000	1,050,001 ~ 1,100,000	260,000	180,000	90,000	1,100,001 ~ 1,150,000	210,000	140,000	70,000	1,150,001 ~ 1,200,000	160,000	110,000	60,000	1,200,001 ~ 1,250,000	110,000	80,000	40,000	1,250,001 ~ 1,300,000	60,000	40,000	20,000	1,300,001 ~ 1,330,000	30,000	20,000	10,000	同左	同左
配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額																																													
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																											
480,001 ~ 950,000	330,000	220,000	110,000																																											
950,001 ~ 1,000,000	330,000	220,000	110,000																																											
1,000,001 ~ 1,050,000	310,000	210,000	110,000																																											
1,050,001 ~ 1,100,000	260,000	180,000	90,000																																											
1,100,001 ~ 1,150,000	210,000	140,000	70,000																																											
1,150,001 ~ 1,200,000	160,000	110,000	60,000																																											
1,200,001 ~ 1,250,000	110,000	80,000	40,000																																											
1,250,001 ~ 1,300,000	60,000	40,000	20,000																																											
1,300,001 ~ 1,330,000	30,000	20,000	10,000																																											
扶養控除	特定 450,000円 老人 380,000円 同居老親等 450,000円 上記以外(年少扶養親族を除く) 330,000円	同左	同左																																											
基礎控除	合計所得金額 2,400万円以下 430,000円 2,400万円超2,450万円以下 290,000円 2,450万円超2,500万円以下 150,000円 2,500万円超 適用なし	同左	同左																																											

区分	年度	令和3	令和4	令和5																	
個人市民税	税額控除	調整控除																			
		配当控除																			
		外国税額控除																			
		寄附金税額控除																			
		<p>(1) 合計課税所得金額が200万円以下 以下のア、イいずれか小さい額の3%</p> <p>ア 住民税と所得税の人的控除額の差の合計額 イ 住民税の合計課税所得金額</p> <p>(2) 合計課税所得金額が200万超 (人的控除額の差の合計額(※1)-(住民税の合計課税所得金額-200万円))×3%</p> <p>ただし、この額が1,500円未満の場合は1,500円とする (※1)基礎控除に係る人的控除差は、基礎控除額が逡減する場合も含めて、一律5万円</p> <p>※合計所得金額が2,500万円超の場合、適用なし</p>	同左	同左																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="2">課税所得</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下の部分</th> <th>1,000万円超の部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利益の配当等</td> <td>1.6%</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">証券投資 信託等</td> <td>外貨建証券 投資信託以外</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td>外貨建証券 投資信託</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0.4%</td> <td>0.2%</td> </tr> </tbody> </table>	種類	課税所得		1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分	利益の配当等	1.6%	0.8%	証券投資 信託等	外貨建証券 投資信託以外	0.8%	外貨建証券 投資信託	0.4%			0.4%	0.2%	同左	同左
種類	課税所得																				
	1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分																			
利益の配当等	1.6%	0.8%																			
証券投資 信託等	外貨建証券 投資信託以外	0.8%																			
	外貨建証券 投資信託	0.4%																			
		0.4%	0.2%																		
		所定の計算による額	同左	同左																	
		<p>下記の寄附金を支出し、合計額が2,000円を超える場合には、その超える金額の6%に相当する金額 (都民税の控除する金額と合わせて、総所得金額等の合計額の30%を上限)</p> <p>(1)都道府県、市町村又は特別区(総務大臣が指定する団体)に対する寄附金 (2)東京都共同募金会又は日本赤十字社東京都支部に対する寄附金 (3)所得税の控除対象になっている寄附金(国・政党等に対するものは除く)のうち、市が条例により指定した寄附金</p> <p>ただし、(1)の寄附金が2,000円を超える場合は、その超える金額に、下表の割合を乗じて得た額の3/5に相当する金額をさらに加算した金額(都民税の加算する金額と合わせて、所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)</p> <p>※(1)の寄附金(ふるさと納税)については、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」(注1)があります。</p>	同左	同左																	

課税総所得金額から 人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	
	地方税法に定める割合

(注1)「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは、確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合で確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税をする際にふるさと納税先団体に特例の申請をすることにより、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みです。

区分		年度	令和3	令和4	令和5		
個人市民税	税額控除	住宅借入金等特別税額控除	<p>平成21年1月1日から令和3年12月31日までに入居したもので、所得税の住宅ローン控除の適用者に対して、次のいずれか小さい額を個人住民税から控除</p> <p>(1) 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額</p> <p>(2) 所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額※ (9.75万円を超えるときは9.75万円)</p> <p>※平成26年4月から令和3年12月までに入居した場合については、100分の7を乗じて得た金額(13.65万円を上限)が控除される。この金額は、消費税率が8%または10%である場合(被災者の住宅ローンを含む。)の金額であり、それ以外の場合においては100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を上限)とする。</p>	同左	同左		
		非課税限度額	<p>障害者、未成年者、寡婦、ひとり親に該当する場合 合計所得 1,350,000円</p>	同左	同左		
	現年分離課税	退職所得	<p>課税標準(A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定役員退職手当等 収入金額－退職所得控除額 ・上記以外 (収入金額－退職所得控除額)×1/2 <p>(A)×税率(6%)</p>	同左	同左		
	分離課税	土地建物等の譲渡所得	長期譲渡	一般	3.0%	同左	同左
			優良	(1) 2,000万円以下の部分 2.4% (2) 2,000万円超の部分 3.0%	同左	同左	
			居住用	(1) 6,000万円以下の部分 2.4% (2) 6,000万円超の部分 3.0%	同左	同左	
		短期譲渡	一般	5.4%	同左	同左	
		等へは地方公共団体	3.0%	同左	同左		
		土地の譲渡等に	一般	当分の間、土地の譲渡等については総合課税	同左	同左	
	株式等に係る譲渡所得等(申告分離課税分)	3.0%	同左	同左			
先物取引	3.0% (商品+有価証券+金融)	同左	同左				
上場株式等の配当等	3.0%	同左	同左				

区分		令和3	令和4	令和5
法人市民税	均等割	資本金等の額及び従業員数により9段階 50,000円～3,000,000円	資本金等の額及び従業員数により9段階 50,000円～3,000,000円	同左
	税率	【令和元年9月30日以前に開始する事業年度】 9.7%～12.1% 【令和元年10月1日以降に開始する事業年度】 6.0%～8.4%	6.0%～8.4%	同左
固定資産税	税率	1.40% 土地 ・負担調整措置の継続 ・負担調整措置等により課税標準額が増加する場合の据え置き措置の適用 ・下落修正ができる特例制度の継続 ・税額の上昇を1.1倍までに抑制できる制度を継続	同左 土地 ・負担調整措置の継続 ・商業地等の負担調整措置の上昇率を半減(2.5%)とする措置の適用 ・下落修正ができる特例制度の継続 ・税額の上昇を1.1倍までに抑制できる制度を継続	同左 土地 ・負担調整措置の継続 ・下落修正ができる特例制度の継続 ・税額の上昇を1.1倍までに抑制できる制度を継続
	都市計画税	0.10% 土地 ・固定資産税と同じ 新型コロナウイルス感染症に伴う税負担軽減の対応として、令和3年度に限り都市計画税を0.2%から0.1%に減税	0.20% 土地 ・固定資産税と同じ	同左
軽自動車税	環境性能割	P.26参照	同左	同左
	種別割	(1) 原動機付自転車 1種 (50cc以下) 2,000円 2種乙(50cc超90cc以下) 2,000円 2種甲(90cc超125cc以下) 2,400円 ミニカー(50cc以下) 3,700円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 軽自動車 二輪のもの(側車付含む) 3,600円 (初度検査 27年3月以前 / 4月以降) 三輪のもの 3,100円 / 3,900円 四輪以上のもの 乗用・営業用 5,500円 / 6,900円 乗用・自家用 7,200円 / 10,800円 貨物・営業用 3,000円 / 3,800円 貨物・自家用 4,000円 / 5,000円 ※ 初度検査から13年を経過した車両は重課を適用(電気・天然ガス車や被牽引車等除く) ※ 令和2年4月から令和3年3月までに初度検査を受け、一定のグリーン化を達成した車両は軽課を適用 (ロ) 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 2,400円 その他のもの 5,900円 (3) 二輪の小型自動車 6,000円	(1) 原動機付自転車 1種 (50cc以下) 2,000円 2種乙(50cc超90cc以下) 2,000円 2種甲(90cc超125cc以下) 2,400円 ミニカー(50cc以下) 3,700円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 軽自動車 二輪のもの(側車付含む) 3,600円 (初度検査 27年3月以前 / 4月以降) 三輪のもの 3,100円 / 3,900円 四輪以上のもの 乗用・営業用 5,500円 / 6,900円 乗用・自家用 7,200円 / 10,800円 貨物・営業用 3,000円 / 3,800円 貨物・自家用 4,000円 / 5,000円 ※ 初度検査から13年を経過した車両は重課を適用(電気・天然ガス車や被牽引車等除く) ※ 令和3年4月から令和4年3月までに初度検査を受け、一定のグリーン化を達成した車両は軽課を適用 (ロ) 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 2,400円 その他のもの 5,900円 (3) 二輪の小型自動車 6,000円	(1) 原動機付自転車 1種 (50cc以下) 2,000円 2種乙(50cc超90cc以下) 2,000円 2種甲(90cc超125cc以下) 2,400円 ミニカー(50cc以下) 3,700円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 軽自動車 二輪のもの(側車付含む) 3,600円 (初度検査 27年3月以前 / 4月以降) 三輪のもの 3,100円 / 3,900円 四輪以上のもの 乗用・営業用 5,500円 / 6,900円 乗用・自家用 7,200円 / 10,800円 貨物・営業用 3,000円 / 3,800円 貨物・自家用 4,000円 / 5,000円 ※ 初度検査から13年を経過した車両は重課を適用(電気・天然ガス車や被牽引車等除く) ※ 令和4年4月から令和5年3月までに初度検査を受け、一定のグリーン化を達成した車両は軽課を適用 (ロ) 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 2,400円 その他のもの 5,900円 (3) 二輪の小型自動車 6,000円
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等 1,000本につき6,122円 ※令和3年10月1日売り渡し分から 1,000本につき6,552円	紙巻たばこ等 1,000本につき6,552円	同左
入湯税	税率	150円/1人	同左	同左
事業所税	税率	資産割 床面積1㎡につき 600円 従業者割 従業者給与総額の 0.25%	同左	同左

25. 武蔵野市税制一覧表(令和5年度)

税目	区分	納税義務者	課税標準及び税率	賦課期日	申告期限	納期限
市民税	《個人》	・市内に住所を有する個人(均等割・所得割) ・市内に事務所・事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの(均等割)	《個人》 ・均等割 3,500円 ※東日本大震災からの復興を図ることを目的として、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、臨時の措置として平成26年度から令和5年度まで500円の引き上げあり。 ・所得割 6%	《個人》 1月1日	《個人》 ・一般 ・給与支払報告書 3月15日 1月31日	《個人》 ・普通徴収 第1期 6月30日 第2期 8月31日 第3期 10月31日 第4期 翌年1月31日
	《法人》	・市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割) ・市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの(均等割) ・市内に事務所・事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(均等割・法人税割) ※収益事業を行わない場合は均等割のみ	《法人》 ・均等割 1号法人 5万円 2号法人 12万円 3号法人 13万円 4号法人 15万円 5号法人 16万円 ・法人税割 資本金等の額10億円以上 8.4% 資本金等の額1億円以上10億円未満 7.2% 上記以外 6.0%	《法人》 1月1日	《法人》 ・確定申告 原則として事業年度終了後2か月以内 ・予定申告 事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内	《法人》 申告期限と同じ
固定資産税	《個人》	・土地の所有者 ・家屋の所有者 ・債権資産の所有者	・課税台帳登録価格の ・免税点 30万円未満 20万円未満 150万円未満	1月1日	償却資産 1月31日	第1期 5月31日 第2期 7月31日 第3期 12月28日 第4期 翌年2月28日
	《法人》	三輪以上の軽自動車(新車・中古車)の取得者	当該軽自動車の取得価格(免税点50万円) 税率はP.26参照	取得時	(当分の間、都が賦課徴収等を行う)	
軽自動車税	種別割	・原動機付自転車 1種 (50cc以下) 2,000円 2種乙 (50cc超90cc以下) 2,000円 2種甲 (90cc超125cc以下) 2,400円 ミニカー (50cc以下) 3,700円 ・小型特殊自動車 農耕作業用のもの 2,400円 その他のもの 5,900円 ・軽自動車・二輪のもの(側車付含む) 3,600円 ・二輪の小型自動車 6,000円	軽自動車 初度検査 27年3月以前/4月以降 三輪のもの 3,100円 / 3,900円 四輪以上のもの 乗用・営業用 5,500円 / 6,900円 乗用・自家用 7,200円 / 10,800円 貨物・営業用 3,000円 / 3,800円 貨物・自家用 4,000円 / 5,000円 ※初度検査から13年を経過した車両は重課を適用(電気・天然ガス車や被牽引車等除く) ※令和4年4月から令和5年3月までに初度検査を受け、一定のグリーン化を達成した車両は軽課を適用	4月1日	取得申告 ・廃車申告 ・変更申告 15日以内 30日以内 15日以内	5月31日
	市たばこ税	製造たばこの製造者 ・特定販売業者 ・卸売販売業者	・紙巻たばこ等 1,000本につき 6,552円		翌月末日	申告期限と同じ
入湯税	・銭湯浴場の入湯客	・入湯客 1人1日につき 150円			翌月15日	申告期限と同じ
事業所税	・事業所において事業を行う者	・資産割 事業所床面積1㎡につき600円 免税点 1,000㎡以下 ・従業員割 従業員給与総額の0.25% 免税点 100人以下			個人 3月15日 法人 事業年度終了後2か月以内	申告期限と同じ
都市計画税	・土地の所有者 ・家屋の所有者	・課税台帳登録価格の0.2%		1月1日		固定資産税と同じ

26. 市税等納期月一覧表(令和5年度)

市民税	個人	普通徴収	6月	8月	10月	翌年1月						
		特別徴収(給与)	毎月(6月から翌年5月まで)									
		特別徴収(年金)	偶数月(特別徴収を開始する年度は、年税額の1/4ずつを6月、8月に普通徴収、年税額の1/6ずつを10月、12月、翌年2月に特別徴収)									
	法人	随時(事業年度終了の日から2か月以内に申告納付)										
固定資産税	固定資産税(都市計画税)		5月	7月	12月	翌年2月						
	交付金		6月									
軽自動車税(種別割)			5月									
市たばこ税			毎月(翌月末日までに申告納付)									
入湯税			毎月(翌月15日までに申告納付)									
事業所税			随時 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border: none;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 10px;">法人</td> <td style="padding-left: 10px;">事業年度終了の日から2か月以内に申告納付</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding-left: 10px;">個人</td> <td style="padding-left: 10px;">翌年3月15日</td> </tr> </table>				{	法人	事業年度終了の日から2か月以内に申告納付	}	個人	翌年3月15日
{	法人	事業年度終了の日から2か月以内に申告納付										
}	個人	翌年3月15日										

令和5年度版

市 税 概 要

令和5年 9月 発行

編集発行 武蔵野市 財務部 市民税課
所在地 武蔵野市緑町2-2-28
TEL 0422(60)1822

